

○ 農業競争力強化農地整備事業実施要領（平成30年3月30日付け29農振第2605号・29生畜第1500号
農林水産省農村振興局長・生産局長通知）一部改正新旧対照表

（下線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
第3 計画の作成 1 要綱第5の農業競争力強化基盤整備計画は、次に掲げるいずれかの区分に応じ、<u>別記様式</u>により作成するものとする。 （1）国営事業関連区分 （2）農地集積促進区分 （3）高付加価値化等促進区分 <u>2 要綱第5の畜産基盤整備計画は、別紙3に定めるところにより作成するものとする。</u> <u>3</u> （略）	第3 計画の作成 1 要綱第5の農業競争力強化基盤整備計画は、次に掲げるいずれかの区分に応じ、<u>それぞれの様式</u>により作成するものとする。 （1）国営事業関連区分 <u>様式1</u> （2）農地集積促進区分 <u>様式2</u> （3）高付加価値化等促進区分 <u>様式3（地域雇用創出型）</u> <u>様式4（地域活性化用地創出型）</u> （新設） <u>2</u> （略）

(別記様式)

〇〇地区農業競争力強化基盤整備計画 (国営事業関連区分・農地集積促進区分・高付加価値化等促進区分)																																																					
事項	内 容																																																				
1. 地区の概要	・地区名： ・所在地： ・地区面積：																																																				
2. 地区における農用地の現状及び問題点	・地区農用地の現状及び問題点 ・整備状況（前年度事業等）																																																				
3. 地域における農業の振興方向	・作付作物、土地利用体系、作業体系等																																																				
4. 方針等 (区分に応じた取組方針等を記載)	(国営事業関連区分) ・関連する国営事業の整備状況 (農地集積促進区分) ・担い手への農地利用集積方針 <table><thead><tr><th></th><th>担い手数</th><th>担い手の経営等農用地面積 (ha)</th><th>担い手農地利用率 (%)</th></tr></thead><tbody><tr><td>事業開始時</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>基盤整備関連経営体育成等促進計画の目標年度時</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>増加ポイント</td><td></td><td></td><td></td></tr></tbody></table> (高付加価値化等促進区分（地域雇用創出型）) ・営農展開方向 ※高収益作物の導入・生産拡大を行う場合は、導入・生産拡大予定の高収益作物（名称、面積等）を記載 ※集落営農組織等の設立（法人化）の場合は、設立（法人化）予定の集落営農組織の概要（組織の概要、法人化予定、構成員、組織図等） ・高付加価値化等に向けた取組方針 ※高収益作物の導入・生産拡大、加工・販売、販路開拓、新商品の開発、ブランド化（環境保全型農業の取組を含む。）等の方針を記載 ・雇用創出に向けた取組方針 ※後継者、新規参入者、雇用就農者の確保・育成や集落営農組織等におけるオペレータ、その他の雇用機会の確保等の方針を記載（青年就農給付金等の施策の活用を計画している場合には、その旨も記載） (高付加価値化等促進区分（地域活性化用地創出型）) ・用地創出の概要 <table><thead><tr><th>用地名</th><th></th><th></th><th></th><th></th></tr></thead><tbody><tr><td>用途</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>面積(ha)</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></tbody></table> ・創出する用地の位置（図面） ・創出した用地を活用した農業の高付加価値化等による地域活性化方策 5. 生産基盤整備の内容 ・基盤整備計画 <table><thead><tr><th>事業種</th><th></th><th></th><th></th><th></th><th></th></tr></thead><tbody><tr><td>事業別面積(ha)</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>備考</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></tbody></table> 6. 営農、集積、高付加価値化等への支援体制 ・支援体制図					担い手数	担い手の経営等農用地面積 (ha)	担い手農地利用率 (%)	事業開始時				基盤整備関連経営体育成等促進計画の目標年度時				増加ポイント				用地名					用途					面積(ha)					事業種						事業別面積(ha)						備考					
	担い手数	担い手の経営等農用地面積 (ha)	担い手農地利用率 (%)																																																		
事業開始時																																																					
基盤整備関連経営体育成等促進計画の目標年度時																																																					
増加ポイント																																																					
用地名																																																					
用途																																																					
面積(ha)																																																					
事業種																																																					
事業別面積(ha)																																																					
備考																																																					

(新設)

(削る。)

(様式 1)

〇〇地区農業競争力強化基盤整備計画（国営事業関連区分）						
事 項	内 容					
1. 地区の概要	・ 地区名： ・ 所在地： ・ 地区面積：					
2. 関連する国営事業等	・ 整備状況（関連する国営事業、前歴事業等）					
3. 地区における農用地の現況及び問題点	・ 地区農用地の現況及び問題点					
4. 地域における農業の振興方向	・ 作付作物、土地利用体系、作業体系等					
5. 生産基盤整備の内容	・ 基盤整備計画					
	事業種					
	事業別面積(ha)					
	備考					
6. 営農支援の体制						

(削る。)

(様式2)

〇〇地区農業競争力強化基盤整備計画（農地集積促進区分）				
事 項	内 容			
1. 地区の概要	・地区名： ・所在地： ・地区面積：			
2. 担い手への 農地利用集積方 針	・担い手への農地集積に向けた取組み方針等			
		担い手数	担い手の経営等農用地 面積（ha）	担い手農地利用集積率 （％）
	事業開始時			
	基盤整備関連経営体育成等促 進計画の目標年度時			
	増加ポイント			
3. 地区におけ る農用地の現況 及び問題点	・地区農用地の現況及び問題点 ・整備状況（関連する国営事業、前歴事業等）			
4. 地域におけ る農業の振興方 向	・作付作物、土地利用体系、作業体系等			
5. 生産基盤整 備の内容	・基盤整備計画			
	事業種			
	事業別面積（ha）			
	備考			
6. 富農支援の 体制				

(削る。)

(様式3)

〇〇地区農業競争力強化基盤整備計画（高付加価値化等促進区分（地域雇用創出型））																								
事 項	内 容																							
1. 地区の概要	・地区名： ・所在地： ・地区面積：																							
2. 地区における農用地の現況及び問題点	・地区農用地の現況及び問題点 ・整備状況（関連する国営事業、前歴事業等）																							
3. 地域における農業の振興方向	・作付作物、土地利用体系、作業体系等																							
4. 生産基盤整備の内容	・基盤整備計画 <table><thead><tr><th>事業種</th><th></th><th></th><th></th><th></th><th></th></tr></thead><tbody><tr><td>事業別面積(ha)</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>備考</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></tbody></table>						事業種						事業別面積(ha)						備考					
事業種																								
事業別面積(ha)																								
備考																								
5. 営農の展開方向	営農展開方向	① 高収益作物の導入・生産拡大 ② 集落営農組織の設立・法人化 ・導入・生産拡大予定の高収益作物（名称、面積等） ・設立（法人化）予定の集落営農組織の概要 （組織の概要、法人化予定、構成員、組織図等）																						
6. 高付加価値化等方針	・高付加価値化等に向けた取組方針 ※高収益作物の導入・生産拡大、加工・販売、販路開拓、新商品の開発、ブランド化（環境保全型農業の取組を含む。）等の方針を記載																							
7. 地域雇用創出方針	・雇用創出に向けた取組方針 ※後継者、新規参入者、雇用就農者の確保・育成や集落営農組織等におけるオペレータ、その他の雇用機会の確保等の方針を記載（青年就農給付金等の施策の活用を計画している場合には、その旨も記載）																							
8. 高付加価値化等に向けた支援体制	・支援体制図																							

(削る。)

(様式4)

〇〇地区農業競争力強化基盤整備計画（高付加価値化等促進区分（地域活性化用地創出型））																								
事 項	内 容																							
1. 地区の概要	・地区名： ・所在地： ・地区面積：																							
2. 地区における農用地の現況及び問題点	・地区農用地の現況及び問題点 ・整備状況（関連する国営事業、前歴事業等）																							
3. 地域における農業の振興方向	・作付作物、土地利用体系、作業体系等																							
4. 生産基盤整備の内容	・基盤整備計画 <table><tr><td>事業種</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>事業別面積(ha)</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>備考</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>						事業種						事業別面積(ha)						備考					
事業種																								
事業別面積(ha)																								
備考																								
5. 用地創出の概要	<table><tr><td>用地名</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>用途</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>面積(ha)</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table> 創出する用地の位置（図面）						用地名						用途						面積(ha)					
用地名																								
用途																								
面積(ha)																								
6. 地域活性化の方向 （農業用施設、地域活性化施設の用途等）	・創出した用地を活用した農業の高付加価値化等による地域活性化方策																							
7. 地域活性化に向けた支援体制	・支援体制図																							

別紙 1（農地整備事業に係る運用）

第 2 定義

本事業に係る次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。

1・2 （略）

3 担い手 地域計画（農業経営基盤強化促進法第19条に規定する地域計画をいう。）のうち目標地図（農業経営基盤強化促進法第19条第3項の地図をいう。以下同じ。）に位置付けられた者であって、次に定める基準のいずれかを満たす経営体をいう。

なお、目標地図に位置付けられた者には、要綱第3の2のただし書きに規定されている原子力被災12市町村及び令和6年能登半島地震の被災市町村にあつては、実質化された人・農地プラン（人・農地プランの具体的な進め方について（令和元年6月26日付け元経営第494号農林水産省経営局長通知）2の（1）の実質化された人・農地プランをいう。）に位置付けられた中心経営体を含むものとする。

（1）～（4）（略）

（削る。）

（5）（略）

別紙 1（農地整備事業に係る運用）

第 2 定義

本事業に係る次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。

1・2 （略）

3 担い手 次に定める基準のいずれかを満たす経営体をいう。

（1）～（4）（略）

（5）地域計画（農業経営基盤強化促進法第19条に規定する地域計画をいう。以下同じ。）のうち目標地図（農業経営基盤強化促進法第19条第3項の地図をいう。）に位置付けられた者（認定農業者、認定新規就農者、集落営農組織、市町村基本構想水準到達者及び市町村が認める者。以下「中心経営体」という。）であること。

（6）（略）

4 (略)

5 集約化 同一の担い手の経営等農用地であって、1ヘクタール（北海道にあつては3ヘクタール。都道府県知事があらかじめ各地方農政局長等の意見を聴いた上で、これらの面積を超える面積を定めたときは、その面積）以上のまとまりを有していることをいう。

まとまりを有する農地とは、一連の作業を継続するに支障のないものとして、次のいずれかに該当するものをいう。

(1)～(6) (略)

第3 事業の内容

農地整備事業の事業内容は、次に掲げるものとする。

1～4 (略)

5 共通事項

(1)・(2) (略)

(3) 農業経営高度化支援事業（別表1の区分の欄の4の事業をいう。以下同じ。）

ア 高度土地利用調整事業（農業経営高度化支援事業の事業種類の欄の(1)の事業をいう。以下同じ。）のうち指導事業の内容は、次のとおりとする。

(ア)～(ウ) (略)

(エ) 市町村、土地改良区、農業協同組合又は農地所有適格法人等が行う調査・調整事業、農地集積促進事業（農業経営高度化支援事業の事業種類の欄の(2)の事業をいう。以下同じ。）又は耕地利用高度化推進事業（農業経営高度化支援事業の事業種類の欄の(3)の

4 (略)

5 集約化 同一の中心経営体の経営等農用地であって、1ヘクタール（北海道にあつては3ヘクタール。都道府県知事があらかじめ各地方農政局長等の意見を聴いた上で、これらの面積を超える面積を定めたときは、その面積）以上のまとまりを有していることをいう。

まとまりを有する農地とは、一連の作業を継続するに支障のないものとして、次のいずれかに該当するものをいう。

(1)～(6) (略)

第3 事業の内容

農地整備事業の事業内容は、次に掲げるものとする。

1～4 (略)

5 共通事項

(1)・(2) (略)

(3) 農業経営高度化支援事業（別表1の区分の欄の4の事業をいう。以下同じ。）

ア 高度土地利用調整事業（農業経営高度化支援事業の事業種類の欄の(1)の事業をいう。以下同じ。）のうち指導事業の内容は、次のとおりとする。

(ア)～(ウ) (略)

(エ) 市町村、土地改良区、農業協同組合又は農地所有適格法人等が行う調査・調整事業、中心経営体農地集積促進事業（農業経営高度化支援事業の事業種類の欄の(2)の事業をいう。以下同じ。）又は耕地利用高度化推進事業（農業経営高度化支援事業の事業種類の欄の

事業をいう。以下同じ。)に関する助言又は指導

イ～エ (略)

オ 農地集積促進事業の実施に当たっては、担い手への農地の集積・集約化の促進に資するものとなるよう配慮するものとする。

カ～シ (略)

(4) (略)

第4 事業実施主体

農地整備事業に係る要綱第4の農村振興局長等が別に定める者とは、次に定めるとおりとする。

1～3 (略)

4 農地集積促進事業及び水田貯留機能向上推進事業の事業実施主体は、都道府県、市町村又は土地改良区とする。

5・6 (略)

第5 採択要件

農地整備事業に係る要綱第6の1の農村振興局長等が別に定める要件は、次に定めるとおりとする。

1 経営体育成型

(1) (略)

(2) アからウまでのいずれかの要件を満たすこと。

ア 促進計画に定める目標年度において、担い手農地利用集積率が、事業開始時（高度土地利用調整事業を生産基

(3)の事業をいう。以下同じ。)に関する助言又は指導

イ～エ (略)

オ 中心経営体農地集積促進事業の実施に当たっては、中心経営体への農地の集積・集約化の促進に資するものとなるよう配慮するものとする。

カ～シ (略)

(4) (略)

第4 事業実施主体

農地整備事業に係る要綱第4の農村振興局長等が別に定める者とは、次に定めるとおりとする。

1～3 (略)

4 中心経営体農地集積促進事業及び水田貯留機能向上推進事業の事業実施主体は、都道府県、市町村又は土地改良区とする。

5・6 (略)

第5 採択要件

農地整備事業に係る要綱第6の1の農村振興局長等が別に定める要件は、次に定めるとおりとする。

1 経営体育成型

(1) (略)

(2) アからウまでのいずれかの要件を満たすこと。

ア 促進計画に定める目標年度において、担い手農地利用集積率が、事業開始時（高度土地利用調整事業を生産基

盤整備事業等の開始年度以前に先行して実施している場合にあっては、当該高度土地利用調整事業の開始時。以下同じ。) に比べ別表 2 の区分の欄の 1 に示すとおり増加することが確実と見込まれること。

イ 促進計画に定める目標年度において、当該事業の受益面積に占める担い手の経営等農用地のうち、集約化された農地面積の割合（以下「担い手農地集約化率」という。）が、事業開始時に比べ別表 2 の区分の欄の 2 に示すとおり増加することが確実と見込まれること。

ウ (略)

(3) (略)

(4) 農地集積促進事業を行う場合にあっては、促進計画に定める目標年度において担い手農地利用集積率が55パーセント以上となること。

(5) ～ (8) (略)

2 中山間地域型

(1) 以下の要件を全て満たすこと。

ア (略)

イ 以下の (ア) から (ウ) までのいずれかの要件を満たすこと。

(ア) 促進計画に定める目標年度において、担い手農地利用集積率が、事業開始時に比べ別表 2 の区分の欄の 1 のとおり増加することが確実と見込まれること。

(イ) 促進計画に定める目標年度において、担い手農地集約化率が、事業開始時に比べ別表 2 の区分の欄の 2 の

盤整備事業等の開始年度以前に先行して実施している場合にあっては、当該高度土地利用調整事業の開始時。以下同じ。) に比べ別表 2 の区分の欄の 1 - 1 に示すとおり増加することが確実と見込まれること。

イ 促進計画に定める目標年度において、当該事業の受益面積に占める担い手の経営等農用地のうち、集約化された農地面積の割合（以下「担い手農地集約化率」という。）が、事業開始時に比べ別表 2 の区分の欄の 1 - 2 に示すとおり増加することが確実と見込まれること。

ウ (略)

(3) (略)

(4) 中心経営体農地集積促進事業を行う場合にあっては、促進計画に定める目標年度において当該事業の受益面積に占める中心経営体の経営等農用地の面積の割合（以下「中心経営体集積率」という。）が55パーセント以上となること。

(5) ～ (8) (略)

2 中山間地域型

(1) 以下の要件を全て満たすこと。

ア (略)

イ 以下の (ア) から (ウ) までのいずれかの要件を満たすこと。

(ア) 促進計画に定める目標年度において、担い手農地利用集積率が、事業開始時に比べ別表 2 の区分の欄の 2 - 1 のとおり増加することが確実と見込まれること。

(イ) 促進計画に定める目標年度において、担い手農地集約化率が、事業開始時に比べ別表 2 の区分の欄の 2 -

とおり増加することが確実に見込まれること。

(ウ) (略)

ウ (略)

エ 農地集積促進事業を行う場合にあっては、1の(4)と同様とする。

オ (略)

(2) (略)

3 (略)

4 国営事業促進型

農地集積促進事業を行う場合にあっては、国営農地再編整備事業等の農地集積に係る計画の目標年度において担い手農地利用集積率が80パーセント以上となること。

第10 助成

1～5 (略)

(削る。)

6 農地集積促進事業の助成の限度額は以下のとおりとする。

(1) 経営体育成型及び中山間地域型において実施する農地集積促進事業にあっては、生産基盤整備事業等の総事業費に別表3の区分の欄1に示す助成割合を乗じた額とする。

(2) 国営事業促進型において実施する農地集積促進事業にあ

2のとおりに増加することが確実に見込まれること。

(ウ) (略)

ウ (略)

エ 中心経営体農地集積促進事業を行う場合にあっては、1の(4)と同様とする。

オ (略)

(2) (略)

3 (略)

4 国営事業促進型

中心経営体農地集積促進事業を行う場合にあっては、国営農地再編整備事業等の農地集積に係る計画の目標年度において中心経営体集積率が80パーセント以上となること。

第10 助成

1～5 (略)

6 中心経営体農地集積促進事業の助成は、促進計画又は国営農地再編整備事業等の農地集積に係る計画に定める目標年度までに第5の1の(4)、第5の2の(1)のエ若しくは第5の4に定める要件を満たしている場合に行うものとする。

7 中心経営体農地集積促進事業の助成の限度額は以下のとおりとする。

(1) 経営体育成型及び中山間地域型において実施する中心経営体農地集積促進事業にあっては、生産基盤整備事業等の総事業費に別表3の区分の欄1に示す助成割合を乗じた額とする。

(2) 国営事業促進型において実施する中心経営体農地集積促

っては、国営農地再編整備事業等の総事業費に別表3の区分の欄の2に示す助成割合を乗じた額とする。

7～9 (略)

10 水田貯留機能向上推進事業の助成単価は、当該事業種類に係る事業の受益面積（施工対象の耕地面積）又は施工延長に助成単価を乗じた額の合計を補助事業者に助成するものとする。

- (1) 畦畔の整備にあつては、別紙5別表2の (7) のイ に規定する単価とする。
- (2) 排水口の整備にあつては、別紙5別表2の (7) のウ に規定する単価とする。
- (3) 排水路の整備にあつては、別紙5別表2の (7) のア に規定する単価とする。
- (4) 暗渠排水にあつては、別紙5別表2の (2) に規定する単価とする。
- (5) 湧水処理にあつては、別紙5別表2の (3) に規定する単価とする。
- (6) 特認事業にあつては、別紙5別表2の (7) のエ に規定する単価とする。

第11 その他

- 1 別表1の区分の欄の2から4までの事業 (2 (3) の事業を除く。) は、法による土地改良事業以外の事業として実施するものとしているので、留意されたい。
- 2 本事業で整備された暗渠排水のうち、地域排水型暗渠排水（農地周辺の宅地等への洪水被害防止等地域排水機能を発揮

進事業にあつては、国営農地再編整備事業等の総事業費に別表3の区分の欄の2に示す助成割合を乗じた額とする。

8～10 (略)

11 水田貯留機能向上推進事業の助成単価は、当該事業種類に係る事業の受益面積（施工対象の耕地面積）又は施工延長に助成単価を乗じた額の合計を補助事業者に助成するものとする。

- (1) 畦畔の整備にあつては、別紙5別表2の (9) のイ に規定する単価とする。
- (2) 排水口の整備にあつては、別紙5別表2の (9) のウ に規定する単価とする。
- (3) 排水路の整備にあつては、別紙5別表2の (9) のア に規定する単価とする。
- (4) 暗渠排水にあつては、別紙5別表2の (5) に規定する単価とする。
- (5) 湧水処理にあつては、別紙5別表2の (6) に規定する単価とする。
- (6) 特認事業にあつては、別紙5別表2の (9) エ に規定する単価とする。

第11 その他

- 1 別表1の区分の欄の2から4までの事業は、法による土地改良事業以外の事業として実施するものとしているので、留意されたい。
- 2 本事業で整備された暗渠排水のうち、地域排水型暗渠排水（農地周辺の宅地等への洪水被害防止等地域排水機能を発揮

する暗渠排水をいう。)であって、市町村又は土地改良区その他公共的団体が所有するとともに、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 42 条に規定する市町村地域防災計画（都道府県又は市町村が策定するこれに準ずる計画を含む。）に位置付けられているものは、地方財政法（昭和 23 年法律第 109 号）第 5 条第 5 号に掲げる公共施設に当たる。

- 3 第 10 の 7 及び 8 の「生産基盤整備事業等の総事業費」のうち生産基盤整備事業及び国営農地再編整備事業等の総事業費は、土地改良事業計画に定められた主要工事計画等の全体の総事業費であるので、農地集積促進事業、耕地利用高度化推進事業及び水田貯留機能向上推進事業の助成の限度額算定に当たっては留意されたい。

4～6 （略）

別表 1（事業内容）

区 分	事業種類	事業内容	備考
1～3 （略）	（略）	（略）	
4 農業経営高度化支援事業	（1）（略）	（略）	（略）
	（2）農地集積促進事業	<u>担い手</u> への農地の集積・集約化に向けた促進支援	（略）
	（3）～（5）（略）	（略）	（略）
5 （略）	（略）	（略）	

する暗渠排水をいう。)であって、市町村又は土地改良区その他公共的団体が所有するとともに、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 42 条に規定する市町村地域防災計画（都道府県又は市町村が策定するこれに準ずる計画を含む。）に位置付けられているものは、地方財政法（昭和 22 年法律第 67 号）第 5 条第 5 号に掲げる公共施設に当たる。

- 3 第 10 の 7 及び 8 の「生産基盤整備事業等の総事業費」のうち生産基盤整備事業及び国営農地再編整備事業等の総事業費は、土地改良事業計画に定められた主要工事計画等の全体の総事業費であるので、中心経営体農地集積促進事業、耕地利用高度化推進事業及び水田貯留機能向上推進事業の助成の限度額算定に当たっては留意されたい。

4～6 （略）

別表 1（事業内容）

区 分	事業種類	事業内容	備考
1～3 （略）	（略）	（略）	
4 農業経営高度化支援事業	（1）（略）	（略）	（略）
	（2） <u>中心経営体</u> 農地集積促進事業	<u>中心経営体</u> への農地の集積・集約化に向けた促進支援	（略）
	（3）～（5）（略）	（略）	（略）
5 （略）	（略）	（略）	

別表２（採択要件）

区 分	現 況	基 準	要 件
<u>1</u> 集積率要件	80 パーセント（※）未満	80 パーセント（※）以上となること	担い手農地利用集積率が左記のように増加することが確実と見込まれること
	80 パーセント（※）以上	5 パーセントポイント以上増加すること	
	90 パーセント未満		
	90 パーセント以上	95 パーセント以上となること	
	95 パーセント未満		
	95 パーセント以上	担い手への利用集積が図られること	
<u>2</u> 集約化率要件	23 パーセント未満	30 パーセント以上となること	担い手農地集約化率が左記のように増加することが確実と見込まれること
	23 パーセント以上	7 パーセントポイント以上増加すること	
	35 パーセント未満		
	35 パーセント以上	42 パーセント以上となること	
	38.5 パーセント未満		
	38.5 パーセント以上	3.5 パーセントポイント以上増加すること	
	63 パーセント未満		
	63 パーセント以上	66.5 パーセント以上となること	
	66.5 パーセント未満		
	66.5 パーセント以上	担い手への集約化が図られること	
(削る。)	(削る。)	(削る。)	(削る。)
	(削る。)	(削る。)	
	(削る。)	(削る。)	
	(削る。)	(削る。)	
(削る。)	(削る。)	(削る。)	(削る。)
	(削る。)	(削る。)	
	(削る。)	(削る。)	
	(削る。)	(削る。)	
	(削る。)	(削る。)	
	(削る。)	(削る。)	

※当該事業の受益面積に占める水田及び畑作物（経営所得安定対策等実施要綱の別紙２に規定する畑作物）を付付ける畑地を合わせた面積の割合がおおむね８割以上ではない場合は、50 パーセントとする。

別表３（助成）

区 分	基 準	助 成 割 合		(削る。)
	担い手農地利用集積率	基 本	集約化加算	
1 経営体育成型 中山間地域型 農地集積促進事業	55 パーセント以上	0.055	0.065	(削る。)
	65 パーセント未満			
	65 パーセント以上	0.065	0.085	
	75 パーセント未満			
	75 パーセント以上	0.075	0.105	
	85 パーセント未満			
85 パーセント以上	0.085	0.125		
2 国営事業促進型 農地集積促進事業	(削る。)	(削る。)	(削る。)	(削る。)
	80 パーセント以上	0.019	0.027	
	85 パーセント未満			
	85 パーセント以上	0.022	0.032	

※ 集約化加算：担い手の経営等農用地面積の 80 パーセント以上を集約化する場合

別表２（採択要件）

区 分	現 況	基 準	要 件
<u>1-1</u> <u>経営体育成型</u> <u>第 5 の 1 の</u> <u>(2) のアの</u> <u>集積率要件</u>	80 パーセント（※）未満	80 パーセント（※）以上となること	担い手農地利用集積率が左記のように増加することが確実と見込まれること
	80 パーセント（※）以上	5 パーセントポイント以上増加すること	
	90 パーセント未満		
	90 パーセント以上	95 パーセント以上となること	
	95 パーセント未満		
	95 パーセント以上	担い手への利用集積が図られること	
<u>1-2</u> <u>経営体育成型</u> <u>集約化率要件</u> <u>第 5 の 1 の</u> <u>(2) のイの</u> <u>集約化率要件</u>	23 パーセント未満	30 パーセント以上となること	担い手農地集約化率が左記のように増加することが確実と見込まれること
	23 パーセント以上	7 パーセントポイント以上増加すること	
	35 パーセント未満		
	35 パーセント以上	42 パーセント以上となること	
	38.5 パーセント未満		
	38.5 パーセント以上	3.5 パーセントポイント以上増加すること	
	63 パーセント未満		
	63 パーセント以上	66.5 パーセント以上となること	
	66.5 パーセント未満		
	66.5 パーセント以上	担い手への集約化が図られること	
<u>2-1</u> <u>中山間地域型</u> <u>集積率要件</u>	<u>80 パーセント（※）未満</u>	<u>80 パーセント（※）以上となること</u>	<u>担い手農地利用集積率が左記のように増加することが確実と見込まれること</u>
	<u>80 パーセント（※）以上</u>	<u>5 パーセントポイント以上増加すること</u>	
	<u>90 パーセント未満</u>		
	<u>90 パーセント以上</u>	<u>95 パーセント以上となること</u>	
	<u>95 パーセント未満</u>		
	<u>95 パーセント以上</u>	<u>担い手への利用集積が図られること</u>	
<u>2-2</u> <u>中山間地域型</u> <u>集約化率要件</u>	<u>23 パーセント未満</u>	<u>30 パーセント以上となること</u>	<u>担い手農地集約化率が左記のように増加することが確実と見込まれること</u>
	<u>23 パーセント以上</u>	<u>7 パーセントポイント以上増加すること</u>	
	<u>35 パーセント未満</u>		
	<u>35 パーセント以上</u>	<u>42 パーセント以上となること</u>	
	<u>38.5 パーセント未満</u>		
	<u>38.5 パーセント以上</u>	<u>3.5 パーセントポイント以上増加すること</u>	
	<u>63 パーセント未満</u>		
	<u>63 パーセント以上</u>	<u>66.5 パーセント以上となること</u>	
	<u>66.5 パーセント未満</u>		
	<u>66.5 パーセント以上</u>	<u>担い手への集約化が図られること</u>	

※当該事業の受益面積に占める水田及び畑作物（経営所得安定対策等実施要綱の別紙２に規定する畑作物）を付付ける畑地を合わせた面積の割合がおおむね８割以上ではない場合は、50 パーセントとする。

別表３（助成）

区 分	基 準	助 成 割 合		助 成 額
1 経営体育成型 中山間地域型 中心経営体農地 集積促進事業	中心経営体農地集積率	基 本	集約化加算（※1）	生産基盤整備 事業等の総事 業費に左記の 助成割合を乗 じた金額を限 度額とする。
	55 パーセント以上	0.055	0.065	
	65 パーセント未満			
	65 パーセント以上	0.065	0.085	
	75 パーセント未満			
	75 パーセント以上	0.075	0.105	
	85 パーセント未満			
	85 パーセント以上	0.085	0.125	
2 国営事業促進型 中心経営体農地 集積促進事業	中心経営体農地集積率	基 本	集約化加算（※1）	国営農地再編 整備事業の総 事業費に左記 の助成割合を 乗じた金額を 限度額とする。
	80 パーセント以上	0.019	0.027	
	85 パーセント未満			
	85 パーセント以上	0.022	0.032	

※ 1 中心経営体の経営等農用地面積の 80 パーセント以上を集約化する場合

別記様式第1号

集約化を進める基本的な方針

都道府県			市町村名	
1. 集約化の実施に関する基本的な事項	農用地の集約化をめぐる現状の分析			
	本事業を実施する意義及び本事業により目指す方向			
	集約化に関する目標			
2. 集約化を進める区域	集約化促進区域（面積）	(ha)		
		(ha)		
3. 集約化の推進体制に関する事項				
4. 農業経営基盤強化促進事業との連携に関する事項				

注1：「集約化を進める区域」は、大字単位とする。

注2：「集約化の推進体制に関する事項」は、当該市町村が作成する基盤整備関連経営体育成等促進計画書の第2章の8、推進整備体制計画に示す部会（推進組織）等も含めた推進体制について記載する。

注3：「農業経営基盤強化促進事業との連携に関する事項」は、本事業と当該事業の連携が予定されているものに限る。

別記様式第1号

集約化を進める基本的な方針

都道府県		市町村名	
1. 集約化の実施に関する基本的な事項	農用地の集約化をめぐる現状の分析		
	本事業を実施する意義及び本事業により目指す方向		
	集約化に関する目標		
2. 集約化を進める区域	集約化促進区域（面積）	(ha)	
		(ha)	
3. 集約化の推進体制に関する事項			
4. 農業経営基盤強化促進事業との連携に関する事項			

注1：「集約化を進める区域」は、大字単位とする。

注2：「集約化の推進体制に関する事項」は、当該市町村が作成する基盤整備関連経営体育成等促進計画書の第2章の9、推進整備体制計画に示す部会（推進組織）等も含めた推進体制について記載する。

注3：「農業経営基盤強化促進事業との連携に関する事項」は、本事業と当該事業の連携が予定されているものに限る。

別記様式第3号

農業経営高度化計画

1. (略)

2. 農業経営高度化支援事業の概要

(1) 全体計画

事業名	事業実施主体	事業実施期間	活動内容等	総事業費 (千円)	備考

注1:「活動内容等」は、実施時期及び活動内容を具体的に記入する。

注2:計画の内容は、地域の実情を勘案し、担い手への農地の利用集積の促進に資するものとする。(2) 担い手への農地集積・集約化計画

区分	農用地面積 (ha)	<u>担い手</u> の 利用集積面積 (ha)	<u>担い手</u> の 所有面積 (ha)	<u>担い手</u> の 使用収益権 面積 (ha)	<u>担い手</u> の 基幹3作業 受託面積 (ha)	<u>担い手</u> の 集約化面積 (ha)	<u>担い手</u> 農地 利用集積率 (%)	<u>担い手</u> の 利用集積面 積に占める 集約化率 (%)	助成割合 (%)
	A	B=C+D+E	C	D	E	F	B/A	F/B	
事業実施前 (○年度)									
生産基盤整備 事業等完了時 (○年度)									
要件達成確認 (○年度)									
目標年度 (○年度)									

別記様式第3号

農業経営高度化計画

1. (略)

2. 農業経営高度化支援事業の概要

(1) 全体計画

事業名	事業実施主体	事業実施期間	活動内容等	総事業費 (千円)	備考

注1:「活動内容等」は、実施時期及び活動内容を具体的に記入する。

注2:計画の内容は、地域の実情を勘案し、中心経営体への農地の利用集積の促進に資するものとする。(2) 中心経営体への農地集積・集約化計画

区分	農用地面積 (ha)	<u>中心経営体</u> の 利用集積面積 (ha)	<u>中心経営体</u> の所有面積 (ha)	<u>中心経営体</u> の使用収益 権面積 (ha)	<u>中心経営体</u> の基幹3作 業受託面積 (ha)	<u>中心経営体</u> の 集約化面積 (ha)	<u>中心経営体</u> 集積率 (%)	<u>中心経営体</u> 利用集積面 積に占める 集約化率 (%)	助成割合 (%)
	A	B=C+D+E	C	D	E	F	B/A	F/B	
事業実施前 (○年度)									
生産基盤整備 事業等完了時 (○年度)									
要件達成確認 (○年度)									
目標年度 (○年度)									

別記様式第7号

番 号
年 月 日

農林水産省〇〇農政局長 殿
北海道にあっては、北海道開発局經由農林水産省農村振興局長
沖縄県にあっては、内閣府沖縄総合事務局長

都道府県知事名

基盤整備関連経営体育成等促進計画及び農業経営高度化計画
達成状況報告書

農業競争力強化農地整備事業実施要領（平成30年3月30日付け29農振第2605号・29
生畜第1500号農村振興局長・生産局長通知）別紙1第9の1の規定に基づき、下記のと
おり事業達成状況について報告します。

記

1 （略）

2 事業達成状況

（1）農地利用集積（又は農地集約化）の実績

（要領別紙1第5の1の（2）のア（2の（1）のイの（ア）含む。以下同じ。）により採択された場合）
ア 担い手への農地利用集積の実績

（略）

（要領別紙1第5の1の（2）のイ（2の（1）のイの（イ）含む。以下同じ。）により採択された場合）
ア 担い手への農用地集約化の実績

（略）

（要領別紙1第5の1の（2）のウ（2の（1）のイの（ウ）含む。以下同じ。）により採択された場合）
ア 農地所有適格法人等への農地利用集積の実績

（略）

別記様式第7号

番 号
年 月 日

農林水産省〇〇農政局長 殿
北海道にあっては、北海道開発局經由農林水産省農村振興局長
沖縄県にあっては、内閣府沖縄総合事務局長

都道府県知事名

基盤整備関連経営体育成等促進計画及び農業経営高度化計画
達成状況報告書

農業競争力強化農地整備事業実施要領（平成30年3月30日付け29農振第2605号・29
生畜第1500号農村振興局長・生産局長通知）別紙1第9の1の規定に基づき、下記のと
おり事業達成状況について報告します。

記

1 （略）

2 事業達成状況

（1）農地利用集積（又は農地集約化）の実績

（要領別紙1第5の1の（2）のア（2の（1）のイの（ア）含む。以下同じ。）により採択された場合）
ア 担い手への農地利用集積の実績

（略）

（要領別紙1第5の1の（2）のイ（2の（1）のイの（イ）含む。以下同じ。）により採択された場合）
ア 担い手への農用地集約化の実績

（略）

（要領別紙1第5の1の（2）のウ（2の（1）のイの（ウ）含む。以下同じ。）により採択された場合）
ア 農地所有適格法人等への農地利用集積の実績

（略）

イ 農地集積促進事業の実績
(ア) 担い手への農地集積・集約化の実績

区分	農用地面積 (ha)	担い手の 利用集積面積 (ha)	担い手の 所有面積 (ha)	担い手の 使用収益権 面積 (ha)	担い手の 基幹3作 受託面積 (ha)	担い手の 集約化面積 (ha)	担い手 農地利用 集積率 (%)	担い手の 利用集積面 積に占める 集約化率 (%)	助成割合 (%)
	A	B=C+D+E	C	D	E	F	B/A	F/B	
事業実施前									
計画	()	()	()	()	()	()	()	()	
○年度まで									

計画 上段 () : 生産基盤整備事業等の完了時、下段 : 促進計画目標年度

(イ) 通年施行の実績

農地集積促進事業において、通年施行により、農用地の集積・集約化の促進支援をする場合にあっては、次の工事工程計画を作成する。
(略)

(2) 農地利用集積 (又は農地集約化) 方法

(要領別紙1第5の1の(2)のAにより採択された場合)

権利等 の種類	担い手区分							
	認定農業者	認定新規就 農者	集落営農組 織	市町村基本 構想水 灌到達者	(削る。)	今後育成すべき 農業者	計	
	人数 集積 面積 (ha)	人数 集積 面積 (ha)	組織数 集積 面積 (ha)	人数 集積 面積 (ha)	(削る。) (削る。)	人数等 集積 面積 (ha)	人数等 集積 面積 (ha)	人数等 集積 面積 (ha)
自己所有地								
賃貸権設定								
経営受託								
基幹作業受託								
計								

注1：担い手の区分欄については、要領別紙1第2の3の規定に基づいて記載するものとする。

注2：本表の基礎資料として、①担い手別地番別土地利用調整結果一覧表、②農地集積状況図を作成する。

(要領別紙1第5の1の(2)のイにより採択された場合)

権利等 の種類	担い手区分							
	認定農業者	認定新規就 農者	集落営農組織	市町村基本 構想水 灌到達者	(削る。)	今後育成すべき 農業者	計	
	人数 集約化 面積 (ha)	人数 集約化 面積 (ha)	組織数 集約化 面積 (ha)	人数 集約化 面積 (ha)	(削る。) (削る。)	人数等 集約化 面積 (ha)	人数等 集約化 面積 (ha)	人数等 集約化 面積 (ha)
自己所有地								
賃貸権設定								
経営受託								
基幹作業受託								
計								

注1：担い手の区分欄については、要領別紙1第2の3の規定に基づいて記載するものとする。

注2：本表の基礎資料として、①担い手別地番別土地利用調整結果一覧表、②農地集積状況図を作成する。

イ 中心経営体への農地集積・集約化の実績

区分	農用地面積 (ha)	中心経営体の 利用集積面積 (ha)	中心経営体 の所有面積 (ha)	中心経営体 の使用収益 権面積 (ha)	中心経営体 の基幹3作 業受託面積 (ha)	中心経営体の 集約化面積 (ha)	中心経営体 集積率 (%)	中心経営体 利用集積面 積に占める 集約化率 (%)	助成割合 (%)
	A	B=C+D+E	C	D	E	F	B/A	F/B	
事業実施前									
計画	()	()	()	()	()	()	()	()	
○年度まで									

計画 上段 () : 生産基盤整備事業等の完了時、下段 : 促進計画目標年度

ウ 中心経営体農地集積促進事業の実績

中心経営体農地集積促進事業において、通年施行により、農用地の集積・集約化の促進支援をする場合にあっては、次の工事工程計画を作成する。
(略)

(2) 農地利用集積 (又は農地集約化) 方法

(要領別紙1第5の1の(2)のA又はイにより採択された場合)

権利等 の種類	担い手区分							
	認定農業者	認定新規就 農者	集落営農組 織	市町村基本 構想水 灌到達者	中心経営体	今後育成すべき 農業者	計	
	人数 集積 面積 (ha)	人数 集積 面積 (ha)	組織数 集積 面積 (ha)	人数 集積 面積 (ha)	設置数 集積 面積 (ha)	人数等 集積 面積 (ha)	人数等 集積 面積 (ha)	人数等 集積 面積 (ha)
自己所有地								
賃貸権設定								
経営受託								
基幹作業受託								
計								

注1：担い手の区分欄については、要領別紙1第2の3の規定に基づいて記載するものとする。

注2：本表の基礎資料として、①担い手別地番別土地利用調整結果一覧表、②農地集積状況図を作成する。

(要領別紙1第5の1の(2)のA又はイにより採択された場合)

権利等 の種類	担い手区分							
	認定農業者	認定新規就 農者	集落営農組織	市町村基本 構想水 灌到達者	中心経営体	今後育成すべき 農業者	計	
	人数 集約化 面積 (ha)	人数 集約化 面積 (ha)	組織数 集約化 面積 (ha)	人数 集約化 面積 (ha)	設置数 集約化 面積 (ha)	人数等 集約化 面積 (ha)	人数等 集約化 面積 (ha)	人数等 集約化 面積 (ha)
自己所有地								
賃貸権設定								
経営受託								
基幹作業受託								
計								

注1：担い手の区分欄については、要領別紙1第2の3の規定に基づいて記載するものとする。

注2：本表の基礎資料として、①担い手別地番別土地利用調整結果一覧表、②農地集積状況図を作成する。

(要領別紙 1 第 5 の 1 の (2) のウにより採択された場合)

権利等	経営所得安定対策加入経営体区分									
	個別農業者		農地所有適格法人等 ①		農地所有適格法人等 ②		集落営農組織		計	
	人数	面積 (ha)	法人数	面積 (ha)	法人数	面積 (ha)	組織数	面積 (ha)	人数等	面積 (ha)
自己所有地										
貸貸権設定										
経営受託										
基幹作業受託										
計										

注 1：農地所有適格法人等①には要領別紙 1 第 5 の 1 の (2) のウの (ア) に該当するもの、農地所有適格法人等②には左記に該当しないものを記載する。

注 2：高度化支援事業を実施していない地区については、農地所有適格法人等①の区分欄にのみ入力し、その他の区分欄には斜線を引く。

(3) 担い手育成の実績

(要領別紙 1 第 5 の 1 の (2) のア又はイにより採択された場合)

区分	認定農業者	認定新規就農者	集落営農組織	市町村基本構想水準到達者	(削る。)	今後育成すべき農業者
	人数	人数	組織数	人数	(削る。)	人数等
事業実施前						
1 年度目						
2 年度目						
3 年度目						
4 年度目						
5 年度目						
計画	()	()	()	()	(削る。)	
実績 (〇〇年度まで)						

計画 上段 ()：生産基盤整備事業等の完了時、下段：促進計画目標年度

(要領別紙 1 第 5 の 1 の (2) のウにより採択された場合)

区分	個別農業者 (人)	農地所有適格法人等①		農地所有適格法人等②		集落営農組織 (組織数)
		(法人数)	うち特定農業法人	(法人数)	うち特定農業法人	
事業実施前						
計画	()	()	()	()	()	()
実績 (〇年度まで)						

計画 上段 ()：生産基盤整備事業等の完了時、下段：促進計画目標年度

注 1：農地所有適格法人等①には要領別紙 1 第 5 の 1 の (2) のウの (ア) に該当するもの、農地所有適格法人等②には左記に該当しないものを記載する。

注 2：農業経営高度化支援事業を実施していない地区については、農地所有適格法人等①の区分欄にのみ入力し、その他の区分欄には斜線を引く。

(4) (略)

3・4 (略)

(要領別紙 1 第 5 の 1 の (2) のウにより採択された場合)

権利等	経営所得安定対策加入経営体区分									
	個別農業者		農地所有適格法人等 ①		農地所有適格法人等 ②		集落営農組織		計	
	人数	面積 (ha)	法人数	面積 (ha)	法人数	面積 (ha)	組織数	面積 (ha)	人数等	面積 (ha)
自己所有地										
貸貸権設定										
経営受託										
基幹作業受託										
計										

注 1：農地所有適格法人等①には要領別紙 1 第 5 の 1 の (2) のウの (ア) に該当するもの、農地所有適格法人等②には左記に該当しないものを記載する。

注 2：高度化支援事業を実施していない地区については、農地所有適格法人等①の区分欄にのみ入力し、その他の区分欄には斜線を引く。

(3) 担い手育成の実績

(要領別紙 1 第 5 の 1 の (2) のア又はイにより採択された場合)

区分	認定農業者	認定新規就農者	集落営農組織	市町村基本構想水準到達者	中心経営体	今後育成すべき農業者
	人数	人数	組織数	人数	経営体数	人数等
事業実施前						
1 年度目						
2 年度目						
3 年度目						
4 年度目						
5 年度目						
計画	()	()	()	()	()	
実績 (〇〇年度まで)						

計画 上段 ()：生産基盤整備事業等の完了時、下段：促進計画目標年度

(要領別紙 1 第 5 の 1 の (2) のウにより採択された場合)

区分	個別農業者 (人)	農地所有適格法人等①		農地所有適格法人等②		集落営農組織 (組織数)
		(法人数)	うち特定農業法人	(法人数)	うち特定農業法人	
事業実施前						
計画	()	()	()	()	()	()
実績 (〇年度まで)						

計画 上段 ()：生産基盤整備事業等の完了時、下段：促進計画目標年度

注 1：農地所有適格法人等①には要領別紙 1 第 5 の 1 の (2) のウの (ア) に該当するもの、農地所有適格法人等②には左記に該当しないものを記載する。

注 2：農業経営高度化支援事業を実施していない地区については、農地所有適格法人等①の区分欄にのみ入力し、その他の区分欄には斜線を引く。

(4) (略)

3・4 (略)

別紙 2（実施計画等策定事業に係る運用）

第 5 実施時期

1 実施計画策定

実施計画の策定期間は、次の（１）から （４）までのいずれかとする。

（１）（略）

（２）中山間地域（別紙 1 第 2 の 4 に規定する中山間地域をいう。以下同じ。）、水田農業高収益化計画（水田農業高収益化推進計画の策定について（令和 2 年 4 月 1 日付け元生産第 2167 号、元農振第 3757 号、元政統第 2085 号農林水産省生産局長、農村振興局長、政策統括官通知）に基づいて都道府県が策定した計画をいう。）の策定地域又は輸出事業計画（輸出事業計画の認定規程（令和 2 年 4 月 1 日付け農林水産大臣決定）に基づいて認定された輸出事業計画をいう。）策定地域における地区の場合にあっては 4 年以内とする。

（３）スマート農業（ロボット、AI、IoT など先端技術を活用する農業）の実現に必要な基盤整備を予定しており、スマート農業導入推進計画（別添 4）を作成した地区 又は連携管理保全計画（土地改良法第 57 条の 11 第 1 項に規定する連携管理保全計画をいう。以下同じ。）に別添 4 の内容が記載されている地区の場合にあっては 4 年以内とする。

（４）次に掲げる整備の全て（中山間地域にあっては、次に掲げる整備のいずれか）を予定しており、省力化整備計画

別紙 2（実施計画等策定事業に係る運用）

第 5 実施時期

1 実施計画策定

実施計画の策定期間は、次の（１）から （３）のいずれかとする。

（１）（略）

（２）中山間地域（別紙 1 第 2 の 4 に規定する中山間地域をいう。）、水田農業高収益化計画（水田農業高収益化推進計画の策定について（令和 2 年 4 月 1 日付け元生産第 2167 号、元農振第 3757 号、元政統第 2085 号農林水産省生産局長、農村振興局長、政策統括官通知）に基づいて都道府県が策定した計画をいう。）の策定地域又は輸出事業計画（輸出事業計画の認定規程（令和 2 年 4 月 1 日付け農林水産大臣決定）に基づいて認定された輸出事業計画をいう。）策定地域における地区の場合にあっては 4 年以内とする。

（３）スマート農業（ロボット、AI、IoT など先端技術を活用する農業）の実現に必要な基盤整備を予定しており、スマート農業導入推進計画（別添 4）を作成した地区の場合にあっては 4 年以内とする。

（新設）

（別添５）を作成した地区又は連携管理保全計画に別添５の内容が記載されている地区（（３）の場合を除く。）の場合にあっては２年以内とする。

ア ２ヘクタール以上（北海道にあっては３ヘクタール以上）の区画（隣接するほ場と均平が図られており、簡易な畦畔除去により２ヘクタール以上（北海道にあっては３ヘクタール以上）となる区画を含む。）の整備

イ 畦畔や施設等の維持管理や水管理の省力化を図る整備

２ （略）

２ （略）

別記様式第 1 号

番 号
年 月 日

農林水産省〇〇農政局長 殿
北海道にあっては、国土交通省北海道開発局長經由農林水産省農村振興局長
沖縄にあっては、内閣府沖縄総合事務局長

都道府県知事名

実施計画等策定事業採択申請書

〇〇年度新規事業を実施したいので、農業競争力強化農地整備事業実施要領（平成 30 年 3 月 30 日付け 29 農振第 2605 号・29 生畜第 1500 号農林水産省農村振興局長・生産局長連名通知）別紙 2 の第 6 の 1 の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1. 実施計画等策定地区一覧表（別添 1 のとおり）
2. 実施計画策定地区概要書（別添 2 のとおり）
3. 経営体育成促進換地等調整調書（別添 3 のとおり）
4. スマート農業導入推進計画（別添 4 のとおり）
（連携管理保全計画に別添 4 の記載がある地区については、該当箇所の写し）
5. 省力化整備計画（別添 5 のとおり）
（連携管理保全計画に別添 5 の記載がある地区については、該当箇所の写し）

別記様式第 1 号

番 号
年 月 日

農林水産省〇〇農政局長 殿
北海道にあっては、国土交通省北海道開発局長經由農林水産省農村振興局長
沖縄にあっては、内閣府沖縄総合事務局長

都道府県知事名

実施計画等策定事業採択申請書

〇〇年度新規事業を実施したいので、農業競争力強化農地整備事業実施要領（平成 30 年 3 月 30 日付け 29 農振第 2605 号・29 生畜第 1500 号農林水産省農村振興局長・生産局長連名通知）別紙 2 の第 6 の 1 の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1. 実施計画等策定地区一覧表（別添 1 のとおり）
 2. 実施計画策定地区概要書（別添 2 のとおり）
 3. 経営体育成促進換地等調整調書（別添 3 のとおり）
 4. スマート農業導入推進計画（別添 4 のとおり）
- （新設）

(別添1)～(別添4)(略)

(別添5)

省力化整備計画

地 区 名	事業実施主体	関係都道府県・市町村名	6法指定地域等		
現状の営農や維持管理上の課題					
<u>(例)・現況の区画が10a程度であり、担い手に集積し生産コストを低減するに当たり、大型機械が導入できないことや作業効率が悪いことが課題。</u>					
<u>(例)・事業実施予定区域〇〇haにおいて、傾斜が1/40程度あり、担い手に集積するに当たって畦畔法面や水路法面の草刈り労力が課題。</u>					
予定する省力化整備の内容					
参考資料等があれば添付					
<u>(例) 本事業で2ha以上の大区画化、ターン農道の設置等を行った後、大型機械を導入するとともに、直播栽培を実施する予定。</u>					
<u>(例) 本事業で幅広畦畔を設置し、トラクターによる除草作業の機械化を行うとともに、排水路の暗渠化を行い、草刈り労力を軽減する予定。</u>					
導入する機械	導入予定面積	導入予定数	割合	活用農家予定数	管理体制(予定)
<u>(例) 大型トラクタ</u>	<u>〇〇ha</u>	<u>〇台</u>	<u>〇台/20ha</u>	<u>〇戸</u>	<u>各農家で所有・管理</u>
<u>(例) アーム式モア</u>	<u>〇〇ha</u>	<u>〇基</u>	<u>〇基/20ha</u>	<u>〇戸</u>	<u>全基、〇〇改良区が所有・管理</u>
見込まれる効果					
<u>(例) 担い手集積による地域計画の実現</u>		<u>(例) 農地の区画拡大による効率化、草刈り等の労力削減により、現況の担い手集積率●%から地域計画で目指すこととしている●%まで担い手に集積する予定。</u>			
<u>(例) 高収益作物の導入</u>		<u>(例) 大型機械を導入する担い手〇名が、作業の余剰時間を活用し、近隣地域において園芸作物(トマト)を令和〇年度までに〇haで実施予定。</u>			

(別添1)～(別添4)(略)

(新設)

別紙3（草地畜産基盤整備事業に係る運用）

第2 用語の定義

草地畜産基盤整備事業（この別紙において「本事業」という。）において、団地、草地の造成改良、草地の整備改良、野草地改良、放牧用林地整備、農業者の組織体、担い手、受益草地等、中山間地域、農地所有適格法人、農地所有適格法人に準ずる法人、構成員、家畜飼養頭羽数及び飼料自給率とは、それぞれ次の内容のものをいうものとする。

1～4 （略）

5 放牧用林地整備

障害物の除去、心土破碎、土壌改良資材の投入等の作業によって、放牧用林地（木竹の生育に供され、併せて家畜の放牧の目的に供される土地をいう。以下同じ。）の造成又は整備を行うことをいい、牧草導入等により牧養力を高める高度放牧林地整備及び混牧林地整備も含むものとする。

（1）・（2）（略）

6 （略）

7 担い手

次に定める基準のいずれかを満たす経営体をいう。

（1）～（4）（略）

（5）地域計画（基盤強化法第19条に規定する地域計画をいう。以下同じ。）のうち目標地図（基盤強化法第19条第3項の地図をいう。）に位置付けられた者（認定農業者、認定新規就農者、集落営農組織、市町村基本構想水準到達者及び市町村が認める者をいう。）であること。

別紙3（草地畜産基盤整備事業に係る運用）

第2 用語の定義

草地畜産基盤整備事業（この別紙において「本事業」という。）において、団地、草地の造成改良、草地の整備改良、野草地改良、放牧用林地整備、農業者の組織体、担い手、受益草地等、中山間地域、農地所有適格法人に準ずる法人、構成員、家畜飼養頭羽数及び飼料自給率とは、それぞれ次の内容のものをいうものとする。

1～4 （略）

5 放牧用林地整備

障害物の除去、心土破碎、土壌改良資材の投入等の作業によって木竹の生育に供され、併せて家畜の放牧の目的に供される土地の造成又は整備を行うことをいい、牧草導入等により牧養力を高める高度放牧林地整備及び混牧林地整備も含むものとする。

（1）・（2）（略）

6 （略）

7 担い手

次に定める基準のいずれかを満たす経営体をいう。

（1）～（4）（略）

（5）地域計画（基盤強化法第19条に規定する地域計画をいう。）のうち目標地図（基盤強化法第19条第3項の地図をいう。）に位置付けられた者（認定農業者、認定新規就農者、集落営農組織、市町村基本構想水準到達者及び市町村が認める者。）であること。

(6) その他担い手として育成すべきと市町村が認めた者であること。この場合、当該市町村において、地域の農業の担い手に係る基準が定められなければならない。

8・9 (略)

10 農地所有適格法人

農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項に規定するものをいう。

11～14 (略)

第3 事業の実施方針

1 (略)

2 本事業のうち、土地改良事業として申請すべき事業の要件に該当する場合にあっては、法に基づく事業として実施するものとする。

3・4 (略)

5 要綱第3の2に定める農村振興局長等が別に定める事業とは第10の1の(1)に掲げる表の事業実施計画策定事業及び第10の1の(2)に掲げる表の(1)事業計画策定とする。

6 (略)

7 都道府県知事、事業実施主体並びに当該草地等及び施設の管理経営主体は、受益草地等及び施設がこれらに係る事業の完了した年度の翌年度以降8年（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている財産については、同省令に定められている耐用年数に相当する年数）以上適切に管理され、かつ、効率的に利用されるよう措置するものとする。

(6) その他担い手として育成すべきと市町村が認めた者であること。この場合、地域の農業の担い手に係る基準が定められなければならない。

8・9 (略)

(新設)

10～13 (略)

第3 事業の実施方針

1 (略)

2 本事業のうち、施行令第50条に掲げる都道府県営土地改良事業として申請すべき事業の要件に該当する場合にあっては、法に基づく事業として実施するものとする。

3・4 (略)

(新設)

5 (略)

6 都道府県知事、事業主体並びに当該草地等及び施設の管理経営主体は、受益草地等及び施設がこれらに係る事業の完了した年度の翌年度以降8年（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている財産については、同省令に定められている耐用年数に相当する年数）以上適切に管理され、かつ、効率的に利用されるよう措置するものとする。

第4 事業の内容等

- 1 本事業は、草地に立脚した畜産経営の展開を図るため、第5に掲げる畜産活性化計画（この別紙において「活性化計画」という。）に基づき作成された草地畜産基盤整備事業実施計画等（この別紙において「事業実施計画」という。）により整備を行う草地（主に永年牧草専用地として利用する土地をいい、飼料畑、野草地を含む。）を造成改良し、又は整備改良する事業と併せ、草地の利用に必要な施設若しくは機械を設置し、又は導入する事業であって、地域における草地その他の畜産基盤を総合的に整備する事業とし、その種類、事業内容、実施要件等は、次に掲げるとおりとする。

種類		事業内容及び実施要件等
草地整備型	道営草地整備事業	道営草地整備事業は、大型機械化体系に対応した効率的な草地への整備を推進し、既存草地の整備改良による生産性の向上と効率的な草地への転換を行い、担い手を中心とした土地利用型畜産体系の確立を図るための生産基盤の整備とし、次に掲げる要件の全てに該当するものであること。 (1) 当該事業により整備改良又は造成改良される草地及び事業完了後における受益草地（受益する草地並びにこれと一体的に利用される飼料畑及び輪作畑（輪作体系の中で牧草又は飼料作物を作付ける計画のある土地であって、草地、飼料畑以外のものに限る。）をいう。）の面積がおおむね 500 ヘクタール以上であること。ただし、中山間地域において当該事業を実施する場合はおおむね 250 ヘクタール以上であること。 (2)・(3) (略)
	公共牧場整備事業	(略)
畜飼	飼	飼料基盤集積整備事業は、畜産主産地における担い手への飼料生産基盤の利用集積

第4 事業の内容等

- 1 本事業は、草地に立脚した畜産経営の展開を図るため、第5に掲げる畜産活性化計画（この別紙において「活性化計画」という。）に基づき作成された草地畜産基盤整備事業実施計画（この別紙において「事業実施計画」という。）により整備を行う草地（主に永年牧草専用地として利用する土地をいい、飼料畑、野草地を含む。）を造成改良し、又は整備改良する事業と併せ、草地の利用に必要な施設若しくは機械を設置し、又は導入する事業であって、地域における草地その他の畜産基盤を総合的に整備する事業とし、その種類、事業内容、実施要件等は、次に掲げるとおりとする。

種類		事業内容及び実施要件等
草地整備型	道営草地整備事業	道営草地整備事業は、大型機械化体系に対応した効率的な草地への整備を推進し、既存草地の整備改良による生産性の向上と効率的な草地への転換を行い、担い手を中心とした土地利用型畜産体系の確立を図るための生産基盤の整備とし、次に掲げる要件の全てに該当するものであること。 (1) 当該事業により整備改良又は造成改良される草地及び事業完了後における受益草地（受益する草地並びにこれと一体的に利用される飼料畑及び輪作畑（輪作体系の中で牧草又は飼料作物を作付ける計画のある土地であって、草地、飼料畑以外のものに限る。）をいう。）の面積がおおむね 500 ヘクタール以上であること。ただし、 <u>第2の8に定める</u> 中山間地域において当該事業を実施する場合はおおむね 250 ヘクタール以上であること。 (2)・(3) (略)
	公共牧場整備事業	(略)
畜飼	飼	飼料基盤集積整備事業は、畜産主産地における担い手への飼料生産基盤の利用集積

産担い手総合整備型	料基盤集積整備事業	を図るための生産基盤の整備とし、次に掲げる要件の全てに該当するものであること。 (1) (略) (2) 担い手への土地利用集積の増加率が <u>第2の13に定める換算法(この別紙において「家畜頭羽数換算法」という。)</u> により算定して得た家畜飼養頭羽数の増加率を上回ることが確実な地区であること。 (3) (略)
	再編整備事業	再編整備事業は、担い手を主体とした畜産主産地の形成又は再編整備等を図るための生産基盤の整備とし、次に掲げる要件の全てに該当するものであること。 (1) (略) (2) 事業参加者（農地所有適格法人又は農地所有適格法人に準ずる法人を含む場合については、構成員を加えた者）がおおむね10人（中山間地域についてはおおむね5人）以上であること。 (3) 家畜頭羽数換算法により算定して得た現況の家畜飼養頭羽数がおおむね2,000頭（中山間地域についてはおおむね1,000頭）以上の地区であって、事業完了後においておおむね3,000頭（中山間地域についてはおおむね1,500頭）以上に増頭することが確実と見込まれること。 (4) (略)
	草地整備利用促進事業	草地整備利用促進事業は、地域の実情に応じ、草地として利用する農地を将来にわたり継続的に利用できるよう実施する整備とし、次に掲げる要件の全てに該当するものであること。 (1)・(2) (略) (3) <u>飼料作物生産が位置付けられた地域計画が策定された地域内であること。</u> (4) <u>事業実施地区における事業完了後の受益面積がおおむね7ヘクタール以上であること。</u>

2 本事業の事業実施主体は、次の表の(1)に掲げるものとし、事業参加資格者は次の表の(2)に掲げる全ての要件を満たすものとする。

種類	<u>事業実施主体</u> 及び事業参加資格者の要件等	
草地整備型	道営草地整備	(1) <u>事業実施主体</u> は、当該事業の受益草地により管理経営を行う北海道又は当該事業の受益草地により管理経営を行う市町村、農業協同組合、農業協同組合連合会その他北海道知事が認める法人若しくは農業者(15人以上の場合に限る。)から事業実施の申請を受けた北海道とする。 (2) <u>事業参加資格者</u> は、次に掲げる者とする。

産担い手総合整備型	料基盤集積整備事業	を図るための生産基盤の整備とし、次に掲げる要件の全てに該当するものであること。 (1) (略) (2) 担い手への土地利用集積の増加率が家畜飼養頭羽数の増加率を上回ることが確実な地区であること。 (3) (略)
	再編整備事業	再編整備事業は、担い手を主体とした畜産主産地の形成又は再編整備等を図るための生産基盤の整備とし、次に掲げる要件の全てに該当するものであること。 (1) (略) (2) 事業参加者（農地所有適格法人 <u>(農地法(昭和27年法律第229号)第2条第3項に規定するものをいう。)</u> 又は <u>第2の9に定める</u> 農地所有適格法人に準ずる法人を含む場合については、 <u>第2の10に定める</u> 構成員を加えた者）がおおむね10人（中山間地域についてはおおむね5人）以上であること。 (3) <u>第2の11に定める換算法(この別紙において「家畜頭羽数換算法」という。)</u> により算定して得た現況の家畜飼養頭羽数がおおむね2,000頭（中山間地域についてはおおむね1,000頭）以上の地区であって、事業完了後においておおむね3,000頭（中山間地域についてはおおむね1,500頭）以上に増頭することが確実と見込まれること。 (4) (略)
	草地整備利用促進事業	草地整備利用促進事業は、地域の実情に応じ、草地として利用する農地を将来にわたり継続的に利用できるよう実施する整備とし、次に掲げる要件の全てに該当するものであること。 (1)・(2) (略) (新設) (新設)

2 本事業の事業主体は、次の表の(1)に掲げるものとし、事業参加資格者は次の表の(2)に掲げる全ての要件を満たすものとする。

種類	<u>事業主体</u> 及び事業参加資格者の要件等	
草地整備型	道営草地整備	(1) <u>事業主体</u> は、当該事業の受益草地により管理経営を行う北海道又は当該事業の受益草地により管理経営を行う市町村、農業協同組合、農業協同組合連合会その他北海道知事が認める法人若しくは農業者(15人以上の場合に限る。)から事業実施の申請を受けた北海道とする。 (2) <u>本事業の参加資格者</u> は、次に掲げる者とする。

	備 事 業	ア 本事業により草地等の整備を希望する農業者 イ 担い手又は活性化計画に示された者 ウ 本事業の実施により飼料自給率が向上することが確実と見込まれる者
	公 共 牧 場 整 備 事 業	(1) <u>事業実施主体</u>は、都道府県とする。 (2) <u>事業参加資格者</u>は、次に掲げる者とする。 ア 受益草地等を管理経営する都道府県、市町村、農業協同組合及び農業協同組合連合会等その他地方農政局長等が適当と認める者 イ 本事業により草地等の整備を希望する農業者 ウ 担い手
	畜 産 担 い 手 総 合 整 備 型 事 業	飼料基盤集積整備事業 (1) <u>事業実施主体</u>は、都道府県とする。ただし、都道府県が当該法人の社員若しくは寄付財産の拠出者となっている法人又は都道府県知事若しくはその指名を受けた者が当該法人の理事となっている法人（営利を目的としない法人に限る。）であって、地方農政局長等の承認を得た法人（以下この別紙において「事業指定法人」という。）に実施させることができるものとし、事業指定法人が事業を実施する場合の契約の締結及び業務規程の制定については、次のとおりとする。（この別紙において「再編整備事業」について同じ。） ア～ウ （略） (2) <u>事業参加資格者</u>は、次に掲げる者とする。 ア 本事業により草地等の整備を希望する農業者 イ 受益草地等を管理経営する都道府県、市町村、農業協同組合及び農業協同組合連合会等その他地方農政局長等が適当と認める者 ウ 担い手又は活性化計画に示された者 エ 本事業の実施により飼料自給率が向上することが確実と見込まれる者
	再 編	(1) <u>事業実施主体</u>は、都道府県又は事業指定法人とする。 (2) <u>事業参加資格者</u>は、次に掲げる者とする。

	備 事 業	ア <u>「環境と調和のとれた農業生産活動規範について」（平成17年3月31日付け16生産第8377号農林水産省生産局長通知。この別紙において「農業環境規範」という。）を実践し、又は実践することが確実と見込まれる農業者であって、かつ、農業環境規範の点検シート又は農業環境規範を実践することが確実であることを証する書面（以下この別紙において「農業環境規範の点検シート等」という。）を事業主体に提出するとともに、</u>本事業により草地等の整備を希望する農業者とする。 イ 担い手又は活性化計画に示された者とする。 ウ 本事業の実施により飼料自給率が向上することが確実と見込まれる者とする。
	公 共 牧 場 整 備 事 業	(1) <u>事業主体</u>は、都道府県とする。 (2) <u>本事業の参加資格者</u>は、次に掲げる者とする。 ア <u>本事業の第2の7に定める</u>受益草地等を管理経営する都道府県、市町村、農業協同組合及び農業協同組合連合会等その他地方農政局長等が適当と認める者とする。 イ <u>農業環境規範を実践し、又は実践することが確実と見込まれる農業者であって、かつ、農業環境規範の点検シート等を事業主体に提出するとともに、</u>本事業により草地等の整備を希望する農業者とする。 ウ 担い手とする。
	畜 産 担 い 手 総 合 整 備 型 事 業	飼料基盤集積整備事業 (1) <u>事業主体</u>は、都道府県とする。ただし、都道府県が当該法人の社員若しくは寄付財産の拠出者となっている法人又は都道府県知事若しくはその指名を受けた者が当該法人の理事となっている法人（営利を目的としない法人に限る。）であって、地方農政局長等の承認を得た法人（以下この別紙において「事業指定法人」という。）に実施させることができるものとし、事業指定法人が事業を実施する場合の契約の締結及び業務規程の制定については、次のとおりとする。（この別紙において「再編整備事業」について同じ。） ア～ウ （略） (2) <u>本事業の参加資格者</u>は、次に掲げる者とする。 ア <u>農業環境規範を実践し、又は実践することが確実と見込まれる農業者であって、かつ、農業環境規範の点検シート等を事業主体に提出するとともに、</u>本事業により草地等の整備を希望する農業者とする。 イ <u>本事業の第2の7に定める</u>受益草地等を管理経営する都道府県、市町村、農業協同組合及び農業協同組合連合会等その他地方農政局長等が適当と認める者とする。 ウ 担い手又は活性化計画に示された者とする。 エ 本事業の実施により飼料自給率が向上することが確実と見込まれる者とする。
	再 編	(1) <u>事業主体</u>は、都道府県又は事業指定法人とする。 (2) <u>本事業の参加資格者</u>は、次に掲げる者とする。

整備事業	ア 本事業により整備される草地等及び施設の譲渡又は貸付けを希望する農業者及び委託により草地等及び施設の整備を希望する農業者（この場合における農業者は、整備される草地等及び施設の譲渡又は貸付けを希望する場合を除き、当該土地につき所有権その他使用収益権を有し、又は有することが確実と見込まれる者<u>に限る。</u>） イ 受益草地等を管理経営する都道府県、市町村、農業協同組合及び農業協同組合連合会等その他地方農政局長等が適当と認める者 ウ ア及びイの事業参加資格者と同一地域に存在し、かつ、その者と農業経営上密接な関係を有する農業者 エ 担い手又は活性化計画に示された者 オ 本事業の実施により飼料自給率が向上することが確実と見込まれる者
草地整備利用促進事業	(1) <u>事業実施主体</u>は、都道府県、<u>市町村</u>、事業指定法人、<u>農業協同組合又は農業協同組合連合会</u>とする。 (2) <u>事業参加資格者</u>は、次に掲げる者とする。 ア 本事業により草地造成又は整備を希望する農業者 イ 担い手又は活性化計画に示された者 ウ 本事業の実施により飼料自給率が向上することが確実と見込まれる者

第5 活性化計画の作成

- 1 本事業を実施する場合にあっては、都道府県知事は、事業が確実に実施されると見込まれる市町村を地区として決定し、地区ごとに以下に定めるところにより活性化計画を作成するものとする。

ただし、草地整備利用促進事業を実施する場合にあっては、飼料作物の生産が位置付けられた地域計画を活性化計画とみなす。

(1) ～ (3) (略)

整備事業	ア <u>農業環境規範を実践し、又は実践することが確実と見込まれる農業者であつて、かつ、農業環境規範の点検シート等を事業主体に提出するとともに、</u>本事業により整備される草地等及び施設の譲渡又は貸付けを希望する農業者及び委託により草地等及び施設の整備を希望する農業者（この場合における農業者は、整備される草地等及び施設の譲渡又は貸付けを希望する場合を除き、当該土地につき所有権その他使用収益権を有し、又は有することが確実と見込まれる者）<u>とする。</u> イ <u>本事業第2の7に定める</u>受益草地等を管理経営する都道府県、市町村、農業協同組合及び農業協同組合連合会等その他地方農政局長等が適当と認める者<u>とする。</u> ウ <u>農業環境規範を実践し、又は実践することが確実と見込まれる耕種農家等で</u>ア及びイの事業参加資格者と同一地域に存在し、かつ、その者と農業経営上密接な関係を有する農業者<u>とする。</u> エ 担い手又は活性化計画に示された者<u>とする。</u> オ 本事業の実施により飼料自給率が向上することが確実と見込まれる者<u>とする。</u>
草地整備利用促進事業	(1) <u>事業主体</u>は、都道府県<u>又は</u>事業指定法人とする。 (2) <u>本事業の参加資格者</u>は、次に掲げる者とする。 ア <u>農業環境規範を実践し、又は実践することが確実と見込まれる農業者であつて、かつ、農業環境規範の点検シート等を事業主体に提出するとともに、</u>本事業により草地造成又は整備を希望する農業者<u>とする。</u> イ 担い手又は活性化計画に示された者<u>とする。</u> ウ 本事業の実施により飼料自給率が向上することが確実と見込まれる者<u>とする。</u>

第5 活性化計画の作成

- 1 本事業を実施する場合にあっては、都道府県知事は、事業が確実に実施されると見込まれる市町村を地区として決定し、地区ごとに以下に定めるところにより活性化計画を作成するものとする。

(1) ～ (3) (略)

(4) 活性化計画の策定に当たっては、次の計画との整合を図るものとする。

ア～エ (略)

オ 地域計画

2 (略)

第6 事業実施計画の樹立等

1 本事業の事業実施計画を樹立・作成しようとするときは、活性化計画に基づき、以下に定めるところによるものとする。

2 本事業の事業実施計画を樹立するに当たっては、草地整備型及び畜産担い手総合整備型においては都道府県知事が、草地整備利用促進事業においては都道府県知事又は市町村長が、費用負担予定者及び当該施設の予定管理者の同意を得るものとし、これらに係る資金計画、予定管理方法等を明らかにするものとする。

3 事業実施計画の樹立地区の選定

(1) 事業実施地区選定の申請及び申請書に含まれるべき事項
ア 事業実施計画の樹立地区（この別紙において、「樹立地区」という。以下同じ。）の選定は都道府県知事が行うものとし、都道府県知事は、事業実施計画の樹立に際し、関係市町村から別記様式第2号の草地畜産基盤整備事業実施地区選定申請書の提出を受けるものとする。

イ アの申請書には、あらかじめ事業参加資格者が予定さ

(4) 活性化計画の策定に当たっては、次の計画との整合を図るものとする。

ア～エ (略)

(新設)

2 (略)

第6 事業実施計画の樹立

1 都道府県知事は、活性化計画に基づき、以下に定めるところにより、本事業の事業実施計画を樹立するものとする。この場合において、都道府県知事は、事業実施計画を樹立しようとするときは、あらかじめ地方農政局長等の承認を受けるものとする。

2 事業実施計画を樹立するに当たっては、費用負担予定者及び当該施設の予定管理者の同意を得るものとし、これらに係る資金計画、予定管理方法等を明らかにするものとする。

3 実施計画の樹立地区の選定

(1) 事業実施地区選定の申請及び申請書に含まれるべき事項
ア 都道府県知事は、事業実施計画の樹立に際し、関係市町村から別記様式第2号の草地畜産基盤整備事業実施地区選定申請書の提出を受けるものとする。

イ アの申請書には、あらかじめ事業参加資格者が予定さ

れている場合は、別記様式第3号の草地畜産基盤整備事業参加申出書及び次の書面を添付するものとする。

(ア) (略)

(削る。)

(イ) (略)

(2) 事業実施計画の樹立の選定基準

都道府県知事は上記(1)により草地畜産基盤整備事業実施地区選定申請書を受領した場合は、当該地区に係る事業の必要性、可能性等を審査の上、緊急度を考慮して、あらかじめ次の基準に準拠して選定するものとする。

ア～オ (略)

(3) 樹立地区の承認申請

ア 都道府県知事は上記(2)の選定基準に基づき樹立地区を選定した際は、事業実施計画の作成について採択を希望する年度の前年度の3月末までに地方農政局長等からの承認を得るものとする。

イ 都道府県知事は事業実施計画の作成について承認する旨の交付を地方農政局長等から受けた場合においては、関係する市町村長に同交付を受けたことを通知するものとする。

4 事業実施計画の作成

(1) 樹立地区に係る事業実施計画の作成については、原則として工事着手の前年度に実施するものとし、補助対象事業費の上限は1,000万円とする。

れている場合は、別記様式第3号の草地畜産基盤整備事業参加申出書及び次の書面を添付するものとする。

(ア) (略)

(イ) 事業参加資格者(予定者)の場合は、農業環境規範の点検シート等又は農業環境規範を実践することが確実であることを証する書面

(ウ) (略)

(2) 事業実施計画の樹立の判定基準

都道府県知事は事業実施計画を樹立しようとするときは、当該地区に係る事業の必要性、可能性等を審査の上、緊急度を考慮して、あらかじめ次の基準に準拠して判定するものとする。

ア～オ (略)

(新設)

4 事業実施計画の作成期間及びその内容

(1) 本事業の事業実施計画書の作成については、原則として工事着手の前年度に、事業費1,000万円以内により実施するものとする。

(2) 事業実施計画はこれに基づいて直ちに工事に着手できる精度であることを要するとともに、事業の効用が費用を償うものとし、その内容は以下のとおりとする。

ア 草地整備型及び畜産担い手総合整備型

都道府県知事が、事業実施計画を別記様式第4号の草地畜産基盤整備事業実施計画書により、地区ごとに作成するものとする。

イ 草地整備利用促進事業

(ア) 都道府県知事又は市町村長が、事業実施計画を別記様式第5号の畜産基盤整備計画により、地区ごとに作成する。

(イ) 自己資金もしくは他の助成により事業実施計画を作成する場合においては、事業実施主体が、上記3に定める事項を省略し、同様式により、作成するものとする。ただし、事業指定法人、農業協同組合及び農業協同組合連合会（以下「事業指定法人等」という。）が事業実施主体となる場合において、事業指定法人等は都道府県及び関係市町村と調整し、作成するものとする。

(削る。)

(削る。)

(2) 都道府県知事は、事業実施計画を樹立することとなったときは、事業実施計画の樹立のために必要な調査を関係部局の協力を得て実施するものとする。

この場合において、都道府県知事は、必要に応じ事業実施計画の樹立事務の一部を市町村、農業協同組合、事業指定法人その他適当と認める者に委託することができるものとする。

(3) 事業実施計画は、草地開発整備事業計画設計基準（令和2年6月11日付け2生畜第431号農林水産省生産局長通知）に留意して作成しなければならない。

(4) 都道府県知事が樹立する事業実施計画の作成にあたっては、環境との調和に配慮した農業農村整備事業等基本要綱（平成14年2月14日付け13農振第2512号農林水産事務次官依命通知）に基づき、田園環境マスタープランが定められ

(削る。)

5 事業実施計画の留意事項

- (1) 都道府県知事及び市町村長は、事業実施計画を樹立・作成することとなったときは、事業実施計画の樹立・作成のために必要な調査を関係部局の協力を得て実施するものとする。この場合において、都道府県知事及び市町村長は、必要に応じ事業実施計画の樹立・作成事務の一部を市町村、農業協同組合、事業指定法人その他適当と認める者に委託することができるものとする。
- (2) 事業実施計画は、草地開発整備事業計画設計基準（令和2年6月11日付け2生畜第431号農林水産省生産局長通知）に留意して作成しなければならない。
- (3) 都道府県知事又は市町村長が樹立する事業実施計画の作成に当たっては、環境との調和に配慮した農業農村整備事業等基本要綱（平成14年2月14日付け13農振第2512号農林水産事務次官依命通知）に基づき、田園環境マスタープランが定められている地域においては、田園環境マスタープランとの整合を踏まえたものとする。

ている地域においては、田園環境マスタープランとの整合を踏まえたものとする。

- (5) 事業実施計画は、これに基づいて直ちに工事に着手できるような精度を有するものとし、都道府県知事は事業実施計画を、別記様式第4号の草地畜産基盤整備事業実施計画書により作成するものとする。この場合において、当該事業実施計画は事業の効用が費用を償っているものでなければならない。

(新設)

第7 事業実施計画の採択申請及び採択手続

(削る。)

1 本事業に係る要綱第7の1の農村振興局長等が別に定める書類は以下のとおりとする。

(1) 草地整備型及び畜産担い手総合整備型

第5に定める活性化計画及び第6の4の(2)に定める草地畜産基盤整備事業実施計画書とする。

(2) 草地整備利用促進事業

飼料作物生産が位置付けられた地域計画及び第6の4の(2)に定める畜産基盤整備計画とする。

2 第6に基づき樹立・作成した事業実施計画の採択申請等は以下のとおりとする。

(1) 草地整備型及び畜産担い手総合整備型

都道府県知事は、当該事業の採択を希望する前年度の11月末日までに要綱第7の1の事業採択申請書等を地方農政局長等に提出するものとする。

(2) 草地整備利用促進事業

ア 都道府県が事業実施主体の場合においては、都道府県知事は、当該事業の採択を希望する前年度の11月末日までに要綱第7の1の事業採択申請書等を地方農政局長等

第7 事業実施計画の採択申請及び採択手続

1 都道府県知事は、第6の調査の結果に基づき事業実施計画を樹立し、決定したときは、事業実施計画書を添えて関係市町村長に通知するものとする。この場合において、都道府県知事は、あらかじめ事業実施計画について地方農政局長等の採択通知を受けて決定するものとする。

2 草地畜産基盤整備事業に係る要綱第7の1の農村振興局長等が別に定める書類は、事業実施計画書及び活性化計画とする。

3 都道府県知事は、当該事業の採択を希望する前年度の11月末日までに要綱第7の1の事業採択申請書等を地方農政局長等に提出するものとする。

に提出するものとする。

イ その他の者が事業実施主体の場合においては、事業実施主体は、都道府県知事が指定する期日までに、第7の1の(2)に定める書類を都道府県知事に提出し、都道府県知事はこれを確認の上、事業の採択を希望する年度の前年度の11月末日までに、地方農政局長等に事業採択申請書等を提出するものとする。

3 要綱第7の1の事業採択申請書等は、次に定める場合を除き、2の規定に定める期日までに提出するものとする。

(1)・(2) (略)

4 3の(1)の場合において、翌年度の採択を希望して事業採択申請書等を提出済みの地区については、要綱第7の事業採択申請書等を提出したものとみなす。

また、事業採択申請書等を未提出の地区については、都道府県知事は3の(1)の場合が生じた後、遅滞なく事業採択申請書等を提出するものとする。

5 3の(2)の場合においては、都道府県知事は、災害又は突発事故が発生した後、遅滞なく事業採択申請書等を提出するものとする。

6 (略)

7 地方農政局長等は、2の規定により提出された事業採択申請書等を審査の上、予算の範囲内において当該事業に国庫補助金を交付して当該事業を実施させることが適当であると認められるときは、都道府県知事に事業の採択通知書を交付するものとする。

8 (略)

4 要綱第7の1の事業採択申請書等は、次に定める場合を除き、3の規定に定める期日までに提出するものとする。

(1)・(2) (略)

5 4の(1)の場合において、翌年度の採択を希望して事業採択申請書等を提出済みの地区については、要綱第7の事業採択申請書等を提出したものとみなす。

また、事業採択申請書等を未提出の地区については、都道府県知事は3の(1)の場合が生じた後、遅滞なく事業採択申請書等を提出するものとする。

6 4の(2)の場合においては、都道府県知事は、災害又は突発事故が発生した後、遅滞なく事業採択申請書等を提出するものとする。

7 (略)

8 地方農政局長等は、3の規定により提出された事業採択申請書等を審査の上、予算の範囲内において当該事業に国庫補助金を交付して当該事業を実施させることが適当であると認められるときは、都道府県知事に事業の採択通知書を交付するものとする。

9 (略)

9 事業開始の通知

都道府県知事は、地方農政局長等から7の事業採択通知書の交付を受けたときは、関係市町村長及び事業実施主体（都道府県を除く。）に対して当該通知があった旨を事業実施計画を添えて通知するとともに、本事業開始の通知を行うものとする。

10 事業の実施

事業実施主体は、本事業の実施を希望する事業参加者からの申請又は委託に基づき本事業を実施するものとする。

- (1) 事業実施主体のうち、事業指定法人等が、都道府県知事から事業開始の通知を受けたときは、本事業に係る地区の所在する市町村との間に本事業を実施するための契約を締結するものとする。この場合において、当該市町村は、あらかじめ当該事業参加者との間に必要な契約を締結するものとする。

ただし、事業指定法人等は、事業参加者が事業実施計画に記載されている場合で、都道府県、事業指定法人等及び当該市町村との調整が整ったものについては事業参加者と契約できるものとする。

- (2) (1) の契約においては、補助金の交付に関し付される条件を遵守することの事項が規定されているものとする。
- (3) 事業指定法人等は、(1) の契約を締結したときは、遅滞なく都道府県知事に対し当該契約書の写しを提出するものとする。

11 各年度の事業承認協議

- (1) 事業実施主体（都道府県を除く。）は、毎年度、本事業の

10 事業開始の通知

都道府県知事は、事業実施計画の承認があったときは、関係市町村長及び事業主体（都道府県を除く。）に対し、その旨を事業実施計画に添えて通知するとともに、本事業の開始に関する通知をするものとする。

11 事業の実施

事業主体は、本事業の実施を希望する事業参加者からの申請又は委託に基づき本事業を実施するものとする。

- (1) 事業主体（都道府県を除く。）は、都道府県知事から事業開始の通知を受けたときは、本事業に係る地区の所在する市町村との間に本事業を実施するための契約を締結するものとする。この場合において、当該市町村は、あらかじめ当該事業参加者との間に必要な契約を締結するものとする。

ただし、事業指定法人は、事業参加者が事業実施計画に記載されている場合で、都道府県、事業指定法人及び当該市町村との調整が整ったものについては事業参加者と契約できるものとする。

- (2) (1) の契約においては、補助金の交付に関し付される条件の遵守することの事項が規定されているものとする。
- (3) 事業指定法人は、(1) の契約を締結したときは、遅滞なく都道府県知事に対し当該契約書の写しを提出するものとする。

12 各年度の事業承認協議

- (1) 事業主体（都道府県を除く。）は、毎年度、本事業の実施

実施に当たり、あらかじめ当該年度に実施する事業実施計画に基づく実施設計を作成するものとする。また、事業実施主体が事業指定法人等の場合は当該実施設計について契約の相手方たる市町村等の同意を得るものとする。

- (2) 事業実施主体（都道府県を除く。）は、(1) で作成した実施設計につき毎年度、都道府県知事の承認を受けるものとする。

12 事業の区分経理

事業実施主体は、本事業を実施するために必要な経理を他の事業に係る経理と区分して整理するものとする。

13 (略)

14 事業の実施期間

事業実施主体は、事業の実施に際し、可能な限り事業費単価の低減に努めるとともに、おおむね5年間で事業完了が図られるよう努めるものとする。

15 (略)

16 事業完了後の措置

(1) 草地等及び施設の一時使用等

ア 事業実施主体は、事業が完了した草地等及び施設を譲渡するまでの間、工事の完了した部分を一時使用させることができるものとする。

イ 事業実施主体は、事業が完了するまでの間において、分割して引き渡すことを適当と認める部分に係る工事が完了したときは、当該部分の草地等及び施設を譲渡することができるものとする。

ウ 事業実施主体（都道府県を除く。）は、草地等及び施設

に当たり、あらかじめ当該年度に実施する事業実施計画に基づく実施設計を作成し、当該実施設計について契約の相手方たる市町村等の同意を得るものとする。

- (2) 事業主体（都道府県を除く。）は、(1) で作成した実施設計につき毎年度、都道府県知事の承認を受けるものとする。

13 事業の区分経理

事業主体は、本事業を実施するために必要な経理を他の事業に係る経理と区分して整理するものとする。

14 (略)

15 事業の実施期間

事業主体は、事業の実施に際し、可能な限り事業費単価の低減に努めるとともに、おおむね5年間で事業完了が図られるよう努めるものとする。

16 (略)

17 事業完了後の措置

(1) 草地等及び施設の一時使用等

ア 事業主体は、事業が完了した草地等及び施設を譲渡するまでの間、工事の完了した部分を一時使用させることができるものとする。

イ 事業主体は、事業が完了するまでの間において、分割して引き渡すことを適当と認める部分に係る工事が完了したときは、当該部分の草地等及び施設を譲渡することができるものとする。

ウ 事業主体（都道府県を除く。）は、草地等及び施設の全

の全部又は一部を貸し付けようとする場合においては、あらかじめ、都道府県知事と協議するものとする。

- (2) 都道府県知事、事業実施主体及び管理経営主体は、草地畜産基盤整備事業が完了後において、当該事業によって造成改良又は整備改良された農用地及び新設又は改良された施設の管理が事業の趣旨に即して適正に行われるように特に努めるものとする。

第8 事業実施計画等の変更

1 草地整備型及び畜産担い手総合整備型

- (1) 都道府県知事は、次のアからエまでのいずれかに該当する場合には、自らが設置した事業の中間評価に係る審査委員会による審査を経て事業実施計画の変更を行うものとする。

ア 事業実施主体、管理経営主体又は事業参加者の変更
イ～エ (略)

- (2) 都道府県知事は、前項に掲げる事業実施計画の重要な部分を変更したときは、別記様式第6号の草地畜産基盤整備事業実施計画変更報告書に、変更後の事業実施計画を添付して、地方農政局長等にその旨を報告するとともに、関係市町村に通知するものとする。

- (3) 都道府県知事は事業実施計画に係る活性化計画を変更しようとするときは、あらかじめ関係市町村等の意見を聞くものとし、活性化計画を変更した場合は、地方農政局長等にその旨を報告するとともに、関係市町村に通知するものとする。

部又は一部を貸し付けようとする場合においては、あらかじめ、都道府県知事と協議するものとする。

- (2) 都道府県知事、事業主体及び管理経営主体は、草地畜産基盤整備事業が完了後において、当該事業によって造成改良又は整備改良された農用地及び新設又は改良された施設の管理が事業の趣旨に即して適正に行われるように特に努めるものとする。

第8 事業実施計画等の変更

(新設)

- 1 都道府県知事は、次の(1)から(4)までのいずれかに該当する場合には、自らが設置した事業の中間評価に係る審査委員会による審査を経て事業実施計画の変更を行うものとする。

(1) 事業主体、管理経営主体又は事業参加者の変更
(2)～(4) (略)

- 2 都道府県知事は、前項に掲げる事業実施計画の重要な部分を変更したときは、別記様式第5号の草地畜産基盤整備事業実施計画変更報告書に、変更後の事業実施計画を添付して、地方農政局長等にその旨を報告するとともに、関係市町村に通知するものとする。

- 3 都道府県知事は、第6に定める事業実施計画に係る活性化計画を変更しようとするときは、あらかじめ関係市町村等の意見を聞くものとし、活性化計画を変更した場合は、地方農政局長等にその旨を報告するとともに、関係市町村に通知するものとする。

2 草地整備利用促進事業

(1) 事業実施主体は、次のアからエまでのいずれかに該当する場合には、計画の変更を行うものとする。

ア 事業実施主体、管理経営主体又は事業参加者の変更

イ 受益面積の5%以上かつ7ヘクタール以上の増減

ウ 工種の新設又は廃止

エ 労賃又は物価の変動によるものを除く総事業費の20%以上の変動（公共事業の入札、契約の改善、技術開発等による費用の縮減による事業費の減であって、変更前の事業地区計画に基づく事業により得られる効用と同等以上の効用が得られるものによる場合を除く。）

(2) 都道府県が事業実施主体の場合において、(1)に掲げる事業実施計画の重要な部分を変更したときは、都道府県知事は、別記様式第6号の草地畜産基盤整備事業実施計画変更報告書に、変更後の畜産基盤整備計画を添付して、地方農政局長等にその旨を報告するとともに、関係市町村に通知するものとする。

(3) その他の者が事業実施主体の場合において、(1)に掲げる事業実施計画の重要な部分を変更したときは、事業実施主体は、変更内容を示した畜産基盤整備計画を都道府県知事に提出し、都道府県知事は、これを確認の上、別記様式第6号の草地畜産基盤整備事業実施計画変更報告書に変更後の畜産基盤整備計画を添付したものを地方農政局長等に提出するものとする。

(新設)

本事業が完了したときは、以下のとおりとする。

1 草地整備型及び畜産担い手総合整備型

都道府県知事は、本事業が完了したときは、別記様式第7号の草地畜産基盤整備事業完了報告書により、地方農政局長等に報告するものとする。

2 草地整備利用促進事業

(1) 都道府県が事業実施主体の場合においては、都道府県知事は、別記様式第7号の草地畜産基盤整備事業完了報告書により、地方農政局長等に報告するものとする。

(2) その他の者が事業実施主体の場合においては、事業実施主体は、本事業が完了した旨を別記様式第7号の別表の草地整備利用促進事業完了報告書を付して都道府県知事に報告し、都道府県知事はこれを確認の上、地方農政局長等に別記様式第7号の草地畜産基盤整備事業完了報告書により、提出するものとする。

第10 助成

1 補助

(1) 草地整備型及び畜産担い手総合整備型

ア 国は、本事業について次に掲げる表の交付対象欄に「○」を記載している工種に必要な経費の一部を、予算の範囲内において、都道府県に対して補助するものとし、国庫補助の大要及び補助率は、次のとおりとする。

イ 当該補助の交付申請の手続等については、別に定める土地改良事業関係補助金交付要綱（昭和31年8月13日付け31農地第3966号農林事務次官依命通知）によるものと

(新設)

(新設)

都道府県知事は、本事業が完了したときは、別記様式第6号の草地畜産基盤整備事業完了報告書により、地方農政局長等に報告するものとする。

(新設)

第10 助成

1 補助

(1) 草地整備型及び畜産担い手総合整備型

ア 国は、本事業について次に掲げる表の交付対象欄に「○」を記載している工種に必要な経費の一部を、予算の範囲内において、都道府県に対して補助するものとし、国庫補助の大要及び補助率は、次のとおりとする。

イ 当該補助の交付申請の手続等については、別に定める土地改良事業関係補助金交付要綱（昭和31年8月13日付け31農地第3966号農林事務次官依命通知）によるものと

する。

区分	種目	工種及び整備 内 容	交 付 対 象				補助 率
			草地整備型		畜産担い手総 合整備型		
			道営 草地 整備 事業	公共 牧場 整備 事業	飼料 基盤 集積 整備 事業	再編 整備 事業	
事業 計 画 策 定 事 業	(1) 事 業 実 施 計 画 策 定	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
基本 施 設 整 備 事 業	(1) 草 地 整 備 改 良	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(2) 関 連 草 地 造 成 改 良	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
	(3) 草	ア (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	

する。

区分	種目	工種及び整備 内 容	交 付 対 象				補助 率
			草地整備型		畜産担い手総 合整備型		
			道営 草地 整備 事業	公共 牧場 整備 事業	飼料 基盤 集積 整備 事業	再編 整備 事業	
事業計画策定事業	(1)事業実施計画策定	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
基本施設整備事業	(1)草地整備改良	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
	(2)関連草地造成改良	(略)	(略)	(略)	(略)		
	(3)草	ア (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	

	地等の基盤整備改良	イ 放牧用林地整備 放牧用林地の造成又は整備（造林・除間伐並びに牧草導入のための障害物除去、起土、整地並びに土壌改良資材及び牧草種子の購入及び散布を含む。）のほか、放牧用林地の利用に必要な道路整備、雑用水施設整備の新設又は改良に要する経費	(略)	(略)	(略)	(略)	
		ウ～ク (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
利用施設整備事業	(1) 農業用施設整備	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(2) 農機具等導入	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	

(2) 草地整備利用促進事業

ア 国は、本事業について次に掲げる表の工種に必要な経費の一部を、予算の範囲内において、都道府県に対して補助するものとし、国庫補助の概要、補助率及び助成単価は、次のとおりとする。

なお、助成単価は、別表に示すとおり、標準的な作業内容、作業量等を想定して算出した事業費の2分の1程度としているため、事業実施主体は、農業者の施工の活

	地等の基盤整備改良	イ 放牧用林地整備 放牧用林地 <u>(木竹の生育に供され、併せて家畜の放牧の目的に供される土地をいう。以下同じ。)</u> の造成又は整備（造林・除間伐並びに牧草導入のための障害物除去、起土、整地並びに土壌改良資材及び牧草種子の購入及び散布を含む。）のほか、放牧用林地の利用に必要な道路整備、雑用水施設整備の新設又は改良に要する経費	(略)	(略)	(略)	(略)	
		ウ～ク (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
利用施設整備事業	(1) 農業用施設整備	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(2) 農機具等導入	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	

(2) 草地整備利用促進事業

ア 国は、本事業について次に掲げる表の工種に必要な経費の一部を、予算の範囲内において、都道府県に対して補助するものとし、国庫補助の概要、補助率及び助成単価は、次のとおりとする。

なお、助成単価は、別表に示すとおり、標準的な作業内容、作業量等を想定して算出した事業費の2分の1程度としているため、事業主体は、農業者の施工の活用や

用や自らの費用負担等により、適切に事業を遂行するものとする。

イ・ウ (略)

工 種	整 備 内 容	補助率・助成単価
(1)事業計画策定	都道府県又は市町村が行う事業計画の作成（権利関係、基盤整備に関する調査・調整活動を含む。）に要する経費	(略)
(2)草地整備改良～ (10)隔障物整備	(略)	(略)

2 (略)

3 事業内容については、上記の表のほかに次に定めるところによるものとする。

(1) 草地整備改良、草地造成改良等

ア・イ (略)

ウ 土壌改良資材は、土壌の改良に要する石灰質資材（炭カル等）、磷酸質資材（溶性磷肥等及び草地用化成（農林水産省の登録銘柄に限るものとし、事業実施主体が独自に混合するものは含まない。))とする。

エ (略)

オ 有機質資材は、肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）第2条第2項に規定する特殊肥料又は汚泥を原料として生産される普通肥料のうち、品質表示又は保証票の添付のあるものに限ることとする。

カ～ク (略)

(2)～(7) (略)

(8) 草地整備利用促進事業

自らの費用負担等により、適切に事業を遂行するものとする。

イ・ウ (略)

工 種	整 備 内 容	補助率・助成単価
(1)事業計画策定	都道府県が行う事業計画の作成（権利関係、基盤整備に関する調査・調整活動を含む。）に要する経費	(略)
(2)草地整備改良～ (10)隔障物整備	(略)	(略)

2 (略)

3 事業内容については、上記の表のほかに次に定めるところによるものとする。

(1) 草地整備改良、草地造成改良等

ア・イ (略)

ウ 土壌改良資材は、土壌の改良に要する石灰質資材（炭カル等）、磷酸質資材（溶性磷肥等及び草地用化成（農林水産省の登録銘柄に限るものとし、事業主体が独自に混合するものは含まない。))とする。

エ (略)

オ 有機質資材は、肥料取締法（昭和25年法律第127号）第2条第2項に規定する特殊肥料又は汚泥を原料として生産される普通肥料のうち、品質表示又は保証票の添付のあるものに限ることとする。

カ～ク (略)

(2)～(7) (略)

(8) 草地整備利用促進事業

ア・イ (略)

ウ 同区分の(5)から(10)までについては、事業実施主体は、施工の全部又は一部を自らの管理の下で、農業者に委託等により施工させるものとする。その際、事業実施主体は、農業者による施工（この別紙において「農業者施工」という。）等の状況（作業内容、作業時間、支出額等）を適切に把握し、これが確認できる資料の作成・保存を行うものとする。

(9) (略)

4 融資

(1) (略)

(2) 第7の9の事業開始の通知を受けた市町村は、(1)の融資を受けようとするものがあらかじめ予定されている場合は、(1)の融資の手続によるほか次に掲げるところによるものとする。

ア 市町村長は、事業実施計画に基づき、(1)の融資を受けようとする者について、別記様式第8号の様式により、次の事項を記載した計画書（この別紙において「資金計画書」という。）を作成し、都道府県知事に協議するものとする。

(ア)～(カ) (略)

イ・ウ (略)

第11 補則

1 他の施策との関連

本事業において配合飼料を購入している者又は団体（以下

ア・イ (略)

ウ 同区分の(5)から(10)までについては、事業主体は、施工の全部又は一部を自らの管理の下で、農業者に委託等により施工させるものとする。その際、事業主体は、農業者による施工（この別紙において「農業者施工」という。）等の状況（作業内容、作業時間、支出額等）を適切に把握し、これが確認できる資料の作成・保存を行うものとする。

(9) (略)

4 融資

(1) (略)

(2) 第8の2の事業実施計画の決定通知を受けた市町村は、(1)の融資を受けようとするものがあらかじめ予定されている場合は、(1)の融資の手続によるほか次に掲げるところによるものとする。

ア 市町村長は、事業実施計画に基づき、(1)の融資を受けようとする者について、別記様式第7号の様式により、次の事項を記載した計画書（この別紙において「資金計画書」という。）を作成し、都道府県知事に協議するものとする。

(ア)～(カ) (略)

イ・ウ (略)

第11 補則

(新設)

「畜産経営者」という。）が事業参加者となる場合には、当該事業参加者は、配合飼料価格安定対策事業補助金交付等要綱（昭和50年 2 月13日付け50畜B第303号農林事務次官依命通知）に定める配合飼料価格安定基金の業務方法書に基づく配合飼料の価格差補填に関する基本契約及び配合飼料の価格差補填に関する毎年度行われる数量契約の締結を継続するものとする。ただし、事業実施前年度に契約を締結していない畜産経営者、自給飼料への転換等によって配合飼料の使用を中止する等の合理的な理由がある畜産経営者、不特定の者が受益する取組を行う畜産経営者については、その限りではない。

2 飼料作物生産が位置付けられた地域計画に係る緩和

第4の1の表の種類欄の草地整備利用促進事業及び第7の1の（2）に定める飼料作物生産が位置付けられた地域計画については、要綱第3の2のただし書きに規定されている原子力被災12市町村及び令和6年能登半島地震の被災市町村にあつては、飼料作物生産が位置付けられた、実質化された人・農地プラン（人・農地プランの具体的な進め方について（令和元年6月26日付け元経営第494号農林水産省経営局長通知）2の（1）の実質化された人・農地プランをいう。）とすることができる。

3～7 （略）

8 農業者施工を行う場合

事業実施主体は、不測の事故等に備え、当該農業者を傷害保険、賠償責任保険等に参加させる等の対応を行うものとする。

（新設）

1～5 （略）

6 農業者施工を行う場合

事業主体は、不測の事故等に備え、当該農業者を傷害保険、賠償責任保険等に参加させる等の対応を行うものとする。

(採択申請様式)

番 号
年 月 日

農林水産省〇〇農政局長 殿
〔北海道にあっては、北海道開発局經由農林水産省農村振興局長〕
〔沖縄県にあっては、内閣府沖縄総合事務局長〕

都道府県知事名

農業競争力強化農地整備事業（〇〇〇）採択申請書

下記のとおり令和〇〇年度新規事業を実施したいので、農業競争力強化農地整備事業実施要綱（平成30年3月30日付け29農振第2604号）第7の1の規定に基づき、次に掲げる資料[※]を添えて申請します。

1. 事業計画概要書
2. 農業競争力強化基盤整備計画
3. その他

記

事業型	都道府 県 名	地 区 名	所 在 地	受 益 面 積	総事業費	備 考
草地畜産基盤 整備事業 (草地整備型)				ha	百万円	

※ 草地整備利用促進事業においては1. 畜産基盤整備計画、2. その他とする。

別記様式第1号（第5の2関係）

表紙～第1章 （略）

第2章 地域畜産の概要

1 （略）

2 市町村の概要

(採択申請様式)

番 号
年 月 日

農林水産省〇〇農政局長 殿
〔北海道にあっては、北海道開発局經由農林水産省農村振興局長〕
〔沖縄県にあっては、内閣府沖縄総合事務局長〕

都道府県知事名

農業競争力強化農地整備事業（〇〇〇）採択申請書

下記のとおり〇〇年度新規事業を実施したいので、農業競争力強化農地整備事業実施要綱（平成30年3月30日付け29農振第2604号）第7の1の規定に基づき、次に掲げる資料を添えて申請します。

1. 事業計画概要書
2. 農業競争力強化基盤整備計画
3. その他

記

事業型	都道府 県 名	地 区 名	所 在 地	受 益 面 積	総事業費	備 考
草地畜産基盤 整備事業 (草地整備型)				ha	百万円	

別記様式第1号（第5の2関係）

表紙～第1章 （略）

第2章 地域畜産の概要

1 （略）

2 市町村の概要

- (1) (略)
- (2) 市町村における畜産振興等の目標
- ① (略)
- ② 地域経済の概要

(市町村名： 調査年度：令和 年度 調査資料名：)

産 業 別	区 分	第 一 次 産 業	(うち農業)	第 二 次 産 業	第 三 次 産 業	計
就 業 者 数	就 業 者 数	人	(人)	人	人	人
	比 率	%	(%)	%	%	%
及 び 生 産 額	生 産 額	金 額	()			
	比 率	%	(%)	%	%	%
耕 地 面 積	区 分	田	畑	(うち牧草専用地)	樹 園 地	計
	面 積	ha	ha	(ha)	ha	ha
	戸 当 面 積	ha	ha	(ha)	ha	ha
地区内 経営体等 の状況	区 分	主業経営体	準主業 経営体	副業的 経営体	計	
	経営体数					農 業
	比率	%	%	%	%	就 業 者 数
						人 数
そ の 他 特 記 事 項						

第3章 (略)

- (1) (略)
- (2) 市町村における畜産振興等の目標
- ① (略)
- ② 地域経済の概要

(市町村名： 調査年度：令和 年度 調査資料名：)

産 業 別	区 分	第 一 次 産 業	(うち農業)	第 二 次 産 業	第 三 次 産 業	計
就 業 者 数	就 業 者 数	人	(人)	人	人	人
	比 率	%	(%)	%	%	%
及 び 生 産 額	生 産 額	金 額	()			
	比 率	%	(%)	%	%	%
耕 地 面 積	区 分	田	畑	(うち牧草専用地)	樹 園 地	計
	面 積	ha	ha	(ha)	ha	ha
	戸 当 面 積	ha	ha	(ha)	ha	ha
専 兼 別 農 家 数 及 び 中 核 農 家 戸 数	区 分	専 業	第 1 種 兼 業	第 2 種 兼 業	計	
	戸 数					農 業
	比率	%	%	%	%	就 業 者 数
						人 数
	うち中核 農家戸数					戸 当 た り 人 数
そ の 他 特 記 事 項						

(注) 中核農家とは、基幹男子専従者のいる農家である。

第3章 (略)

別記様式第2号（第6の3関係）

○○○○○○草地畜産基盤整備事業（○○型）
○○事業実施地区選定申請書

番号
年 月 日

都道府県知事 殿

市町村長

令和○○年度草地畜産基盤整備事業実施地区として下記地区を選定されたく、別紙調書を添えて草地畜産基盤整備事業の運用第○の○の規定に基づき申請します。

記

- 1～3 （略）
4 別紙調書
草地畜産基盤整備事業（○○型）○○事業実施申請地区概況調書

○○○草地畜産基盤整備事業（○○型）
○○事業実施申請地区概況調書

1～4 （略）
5 関係町村の概況

(1) 農家戸数

(令和 年 月現在)

区 分	経営規模別農家戸数						経営体制割合				経営形態農家戸数割合				農家率	備考
	50a未満 (5ha未満)	50a～ 1ha (5～ 10ha)	1～ 2ha (10～ 15ha)	2～ 3ha (15～ 20ha)	3ha 以上 (20ha 以上)	計	主業 経営体	準主業 経営体	副業的 経営体	計	畜産 専業	畜産 畑作	その他	計	農家戸数 全戸数	
市町村名	戸	戸	戸	戸	戸	戸	%	%	%	%	%	%	%	%	%	

(注) 1 経営規模別農家戸数欄の（ ）内は北海道についてのものである。
2 数市町村にわたる場合は、各市町村ごとに作成するとともに、その合計も記入すること。（以下に同じ。）

(2)～(5) （略）
6 （略）

別記様式第2号（第6の3関係）

○○○○○○草地畜産基盤事業（○○型）
○○事業実施地区選定申請書

番号
年 月 日

都道府県知事 殿

市町村長

令和○○年度草地畜産基盤整備事業実施地区として下記地区を選定されたく、別紙調書を添えて草地畜産基盤整備事業の運用第○の○の規定に基づき申請します。

記

- 1～3 （略）
4 別紙調書
草地畜産基盤整備事業（○○型）○○事業実施申請地区概況調書

○○○草地畜産基盤整備事業（○○型）
○○事業実施申請地区概況調書

1～4 （略）
5 関係市町村の概況

(1) 農家戸数

(令和 年 月現在)

区 分	経営規模別農家戸数						専業兼別農家戸数割合				経営形態農家戸数割合				農家率	備考
	50a未満 (5ha未満)	50a～ 1ha (5～ 10ha)	1～ 2ha (10～ 15ha)	2～ 3ha (15～ 20ha)	3ha 以上 (20ha 以上)	計	専業	兼業農家		計	畜産 専業	畜産 畑作	その他	計	農家戸数 全戸数	
								兼業農家								
								第1種	第2種							
市町村名	戸	戸	戸	戸	戸	戸	%	%	%	%	%	%	%	%	%	

(注) 1 経営規模別農家戸数欄の（ ）内は北海道についてのものである。
2 数市町村にわたる場合は、各市町村ごとに作成するとともに、その合計も記入すること。（以下に同じ。）

(2)～(5) （略）
6 （略）

別記様式第3号（第6の3関係）（略）

別記様式第4号（第6の4関係）

表紙～第1章（略）

第2章 地域の概要

第1節・第2節（略）

第3節 地域の農業概況及び動向

1（略）

2 関係市町村の農業の動向

項目 区分	農 家				経営土地面積 (ha)				主要作物作付面積 (ha)				主要家畜頭数 (頭、千羽)			
	年度	(A)	(B)	(C)	年度	(A)	(B)	(C)	年度	(A)	(B)	(C)	年度	(A)	(B)	(C)
	区分	年度	年度	年度	区分	年度	年度	年度	区分	年度	年度	年度	区分	年度	年度	年度
変 化 の 状 況	主家経営住	(100)			田	(100)			飼料作物	(100)			乳用牛	(100)		
	準主家経営住	(100)			畑	(100)			牧 草	(100)			肉用牛	(100)		
	副業的経営住	(100)			地 計	(100)			馬鈴薯	(100)			馬	(100)		
	計	(100)			草 地	(100)			ビート	(100)			豚	(100)		
	農業従事者数	(100)			そ の 他 農 用 地	(100)			豆 類	(100)			鶏	(100)		
変 化 の 理 由																

第4節～第8節（略）

第3章

第1節～第6節（略）

第7節 気象概況

月	気 温 ℃			降水量	平均風速 (m/s)	特殊気象		無 霜 期 間	年 月 日～ 年 月 日	
	9 時	最 高	最 低			区 分	数 量		年 月 日	
1 月						最大日 雨 量	mm		初 雪	年 月 日
2 月									終 雪	年 月 日
									根 雪 期 間	～
									最大積雪深	年 月 日
11 月										
12 月						最大時 間雨量		最大風速	m/s	年 月 日
年平均								最大連続曇天日数	日	年 月 日～ 月 日
期 間										

(略)

別記様式第3号（第6の3関係）（略）

別記様式第4号（第6の4関係）

表紙～第1章（略）

第2章 地域の概要

第1節・第2節（略）

第3節 地域の農業概況及び動向

1（略）

2 関係市町村の農業の動向

項目 区分	農 家				経営土地面積 (ha)				主要作物作付面積 (ha)				主要家畜頭数 (頭、千羽)			
	年度	(A)	(B)	(C)	年度	(A)	(B)	(C)	年度	(A)	(B)	(C)	年度	(A)	(B)	(C)
	区分	年度	年度	年度	区分	年度	年度	年度	区分	年度	年度	年度	区分	年度	年度	年度
変 化 の 状 況	主家経営住	(100)			田	(100)			飼料作物	(100)			乳用牛	(100)		
	準主家経営住	(100)			畑	(100)			牧 草	(100)			肉用牛	(100)		
	副業的経営住	(100)			地 計	(100)			馬鈴薯	(100)			馬	(100)		
	計	(100)			草 地	(100)			ビート	(100)			豚	(100)		
	農業従事者数	(100)			そ の 他 農 用 地	(100)			豆 類	(100)			鶏	(100)		
変 化 の 理 由																

第4節～第8節（略）

第3章

第1節～第6節（略）

第7節 気象概況

月	気 温 ℃			降水量	平均風速 (m/s)	特殊気象		無 霜 期 間	年 月 日～ 年 月 日	
	9 時	最 高	最 低			区 分	数 量		年 月 日	
1 月						最大日 雨 量	mm		初 雪	年 月 日
2 月									終 雪	年 月 日
									根 雪 期 間	～
									最大積雪深	年 月 日
11 月										
12 月						最大時 間雨量		最大風速	m/s	年 月 日
年平均								最大連続曇天日数	日	年 月 日～ 月 日
期 間										

(略)

第 8 節・第 9 節 (略)
第 4 章～第 10 章 (略)

第 8 節・第 9 節 (略)
第 4 章～第 10 章 (略)

別記様式第5号（第6の4関係）

（新設）

畜産基盤整備計画									
地区名		事業実施主体		関係都道府県・市町村名		6法指定地域等			
		〇〇〇〇							
事業実施期間		令和〇〇年度～令和〇〇年度							
基盤整備強化に向けた取り組み方針		担い手への農地集結率の向上や飼料の生産拡大、畜産担い手の育成・確保、省力化や畜産経営の規模拡大など農業競争力強化に向けた取り組み方針を記載							
基盤整備の概要		総事業費：〇〇〇百万円 事業参加者数：〇人							
基盤整備の計画									
区分	事業種類	事業の概要	総事業費 (百万円)			年度計画			
						RO	RO	RO	RO以降
定率助成	草地整備改良	A＝〇〇a							
	用排水施設整備	L＝〇〇km							
	灌用水施設整備	L＝〇〇km							
		小計							
定額助成	事業種類	事業の概要	総事業費 (百万円)	うち 定額助成額 (百万円)	農業者 施工の 内容				
	区画拡大	A＝〇〇〇a 現場条件（高低差〇m） 畦畔除去のみの場合 L＝〇〇〇m							
	暗渠排水	A＝〇〇〇a 施工方法の選定理由 （現場条件や施工機械 の都合等による選定 理由を記載） 管径〇〇mm							
	湧水処理	L＝〇〇〇m 表土扱い（有又は無） 管径〇〇mm							
	客土	A＝〇〇〇a							
	除礫	A＝〇〇〇a							
	隔障物整備	A＝〇〇〇ha 電気牧柵又は電気牧柵 以外							
		小計							
合 計									
定率助成の費用負担の方法									
定額助成の費用負担の方法		・総事業費〇〇円（うち定額助成額〇〇円） 【総事業費（①＋②＋③）の内訳】 ①事業実施主体の支出額〇〇円 ②農業者の支出額〇〇円 ② 農業者施工等（無償分）の金額換算〇〇円							
予定管理者・管理方法									
その他必要な事項		地域計画の名称を記載し添付 費用対効果B／Cについて記載							

注 1) 定額助成の事業の場合、定額助成の実施計画、施工位置及び受益面積（施工対象の面積）を記した図面を添付する。）
2) 定額助成の事業のうち、客土及び徐機を行う場合には、土層改良計画を添付する。
3) 年度計画の上段には事業量を、下段には事業費を記入する。
4) 定額助成の事業のうち、区画拡大を行う際には、「事業の概要」の欄に現場条件について記入する。
5) 定額助成の事業のうち、暗渠排水を行う際には、「事業の概要」の欄に施工方法及び施工方法の選定理由等について記入する。施工方法の選定に当たっては、事業参加者の保有機械の状況や経済性等を踏まえて、できるだけ事業費の低減につながる工法とすること。
6) 定額助成の事業を実施する場合は、「うち定額助成額」の欄及び「農業者施工の内容」の欄にそれぞれ必要事項を記入する。

別記様式第 6 号（第 8 の 2 関係）

〇〇〇草地畜産基盤整備事業
（〇〇〇型）〇〇〇事業実施計画変更報告書

番 号
年 月 日

地方農政局長 殿
（北海道にあっては農林水産省畜産局長）
（沖縄県にあっては沖縄総合事務局長）

都道府県知事

草地畜産基盤整備事業の運用第〇の〇の規定に基づき、報告します。

変更理由

（別 添）・草地畜産基盤整備事業実施計画書又は畜産基盤整備計画の様式により変更前を（ ）書きで上段に、下段には、変更後を記載し、二段書きとして作成したものを添付。
・変更後の畜産活性化計画書（写）

別記様式第 7 号（第 9 関係）

〇〇〇草地畜産基盤整備事業
（〇〇〇型）〇〇〇事業完了報告書

（略）

別表 （略）

【定額助成の事業達成状況の報告に係る添付写真】
（略）

別記様式第 5 号（第 8 の 2 関係）

〇〇〇草地畜産基盤整備事業
（〇〇〇型）〇〇〇事業実施計画変更報告書

番 号
年 月 日

地方農政局長 殿
（北海道にあっては農林水産省畜産局長）
（沖縄県にあっては沖縄総合事務局長）

都道府県知事

草地畜産基盤整備事業の運用第〇の〇の規定に基づき、報告します。

変更理由

（別 添）・草地畜産基盤整備事業実施計画書の様式により変更前を（ ）書きで上段に、下段には、変更後を記載し、二段書きとして作成したものを添付。
・変更後の畜産活性化計画書（写）

別記様式第 6 号（第 9 関係）

〇〇〇草地畜産基盤整備事業
（〇〇〇型）〇〇〇事業完了報告書

（略）

別表 （略）

【定額助成の事業達成状況の報告に係る添付写真】
（略）

【定額助成の事業達成状況報告】

事業種類	定額助成単価	受益面積 又は施工延長	定額助成額 (百万円)
	A	B	合計 C= A×B
区画拡大 高低差10cm超		〇〇〇a	
区画拡大 高低差10cm以下 表土扱い有り		〇〇〇a	
区画拡大 高低差10cm以下 表土扱い無し		〇〇〇a	
区画拡大 畦畔除去のみ		〇〇〇m	
暗渠排水 バックホウ工法 表土扱い有り		〇〇〇a	
暗渠排水 バックホウ工法 表土扱い無し		〇〇〇a	
暗渠排水 トレンチ工法		〇〇〇a	
暗渠排水 掘削同時埋設工法		〇〇〇a	
湧水処理 表土扱い有り		〇〇〇m	
湧水処理 表土扱い無し		〇〇〇m	
客土		〇〇〇a	
除礫		〇〇〇a	
隔障物整備 電気牧槽		〇〇〇ha	
隔障物整備 電気牧槽以外		〇〇〇ha	
合計			

注:1) 第10の2の(2)のウを適用する場合には、定額助成単価の下段の括弧内に加算後の助成単価を記載すること。

別記様式第8号 (第10の4の関係) (略)

【定額助成の事業達成状況報告】

事業種類	定額助成単価	受益面積 又は施工延長	定額助成額 (百万円)
	A	B	合計 C= A×B
区画拡大 高低差10cm超		〇〇〇a	
区画拡大 高低差10cm以下 表土扱い有り		〇〇〇a	
区画拡大 高低差10cm以下 表土扱い無し		〇〇〇a	
区画拡大 畦畔除去のみ		〇〇〇m	
暗渠排水 バックホウ工法 表土扱い有り		〇〇〇a	
暗渠排水 バックホウ工法 表土扱い無し		〇〇〇a	
暗渠排水 トレンチ工法		〇〇〇a	
暗渠排水 掘削同時埋設工法		〇〇〇a	
湧水処理 表土扱い有り		〇〇〇m	
湧水処理 表土扱い無し		〇〇〇m	
客土		〇〇〇a	
除礫		〇〇〇a	
隔障物整備 電気牧槽		〇〇〇ha	
隔障物整備 電気牧槽以外		〇〇〇ha	
合計			

注:1) 第10の2の(4)のウを適用する場合には、定額助成単価の下段の括弧内に加算後の助成単価を記載すること。

別記様式第7号 (第10の4の関係) (略)

別紙 5（農業基盤整備促進事業に係る運用）

第 2 事業の内容

本事業の事業内容は、別表 1 の事業種類の欄に応じて定めるものとする。

第 7 計画の変更

1 計画変更の申請については、以下のとおりとする。

（1）都道府県が事業実施主体となる場合

都道府県知事は、要綱第 7 の 2 により採択された事業に係る農業基盤整備計画について、重要な変更が生じた場合には、地方農政局長等に計画変更報告書を提出するものとする。

（2）市町村又は農業者団体が事業実施主体となる場合

市町村長又は農業者団体は、要綱第 7 の 2 により採択された事業に係る農業基盤整備計画について、重要な変更が生じた場合には、変更内容を示した農業基盤整備計画を都道府県知事に提出し、都道府県知事はこれを確認の上、地方農政局長等に計画変更報告書を提出するものとする。

（削る。）

（削る。）

別紙 5（農業基盤整備促進事業に係る運用）

第 2 事業の内容

本事業の事業内容は、別表 1 の事業種類の欄に掲げる区分に応じて定めるものとする。

第 7 計画の変更

1 計画変更の申請については、以下のとおりとする。

（1）都道府県が事業実施主体となる場合

都道府県知事は、要綱第 7 の 2 により採択された事業に係る農業基盤整備計画について、重要な変更が生じた場合には、地方農政局長等に事業変更申請書を提出するものとする。

（2）市町村又は農業者団体が事業実施主体となる場合

市町村長又は農業者団体は、要綱第 7 の 2 により採択された事業に係る農業基盤整備計画について、重要な変更が生じた場合には、変更内容を示した農業基盤整備計画を都道府県知事に提出し、都道府県知事はこれを確認の上、地方農政局長等に事業変更申請書を提出するものとする。

2 地方農政局長等は、1 により提出された事業変更申請書を審査の上、適当であると認めるときは、都府県知事（農村振興局長にあっては、北海道開発局長を経由して北海道知事）に事業変更通知書を交付するものとする。

3 都道府県知事は、2 の事業変更通知書の交付を受けたときは、市町村又は農業者団体が事業実施主体となる場合、速や

2 計画変更報告書は別記様式第4号により作成するものとする。

3 (略)

第8 事業達成状況の報告

1～3 (略)

4 2の(1)及び(2)の地方農政局長等への「報告」は、別記様式第5号によるものとする。

第9 助成

1・2 (略)

3 定額助成について

(1) 1の(2)の助成単価とは、次に掲げる区分に応じ、次に定めるものとする。なお、助成単価は、別表2の事業内容等の欄に示すとおり、標準的な作業内容、作業量等を想定して算出した事業費の2分の1程度としているため、事業実施主体は、農業者施工の活用や自らの費用負担等により、適切に事業を遂行するものとする。

ア (略)

イ 事業完了時までに担い手(地域計画(農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第19条に規定する地域計画をいう。以下同じ。))のうち目標地図(農業経営基盤強化促進法第19条第3項の地図をいう。))に位置付けられた者(認定農業者、認定新規就農者、集落営農組織

かに1の(2)による申請を行った市町村長又は農業者団体にその旨を通知するものとする。

4 事業変更申請書は別記様式第4号により、事業変更通知書は別記様式第5号により、それぞれ作成するものとする。

5 (略)

第8 事業達成状況の報告

1～3 (略)

4 2の(1)及び(2)の地方農政局長等への「報告」は、別記様式第6号によるものとする。

第9 助成

1・2 (略)

3 定額助成について

(1) 1の(2)の助成単価とは、次に掲げる区分に応じ、次に定めるものとする。なお、助成単価は、別表2の事業内容等の欄に示すとおり、標準的な作業内容、作業量等を想定して算出した事業費の2分の1程度としているため、事業実施主体は、農業者施工の活用や自らの費用負担等により、適切に事業を遂行するものとする。

ア (略)

イ 事業完了時までに中心経営体(地域計画(農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第19条に規定する地域計画をいう。以下同じ。))のうち目標地図(農業経営基盤強化促進法第19条第3項の地図をいう。))に位置付けられた者(認定農業者、認定新規就農者、集落営農

(農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律(平成18年法律第88号)第2条第4項第1号ハに定める組織)、市町村基本構想(農業経営基盤強化促進法第6条第1項に定める基本構想をいう。)に示す目標所得水準を達成している農業者及び市町村が認める者をいう。以下同じ。))に集約化されている受益地又は集約化することが確実と見込まれる受益地にあつては、別表2の助成単価の欄の2に掲げるもの

(2)～(4)(略)

第10 その他

1・2 (略)

3 本事業で整備された暗渠排水のうち、地域排水型暗渠排水(農地周辺の宅地等への洪水被害防止等地域排水機能を発揮する暗渠排水をいう。)であつて、市町村又は土地改良区その他公共的団体が所有するとともに、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第42条に規定する市町村地域防災計画(都道府県又は市町村が策定するこれに準ずる計画を含む。)に位置付けられているものは、地方財政法(昭和23年法律第109号)第5条第5号に掲げる公共施設に当たる。

4・5 (略)

6 別表1の定率助成に係るもののうち事業種類の欄の(1)に該当するもの及び別表1の定額助成に係るもののうち事業種類の欄の(4)に該当するものについては、その整備の実施後8年を経過しない間に同一の者による一連の行為により受益地の10分の1以上(その受益地の面積が100ヘクタール

組織(農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律(平成18年法律第88号)第2条第4項第1号ハに定める組織)、市町村基本構想(農業経営基盤強化促進法第6条第1項に定める基本構想をいう。)に示す目標所得水準を達成している農業者及び市町村が認める者をいう。以下同じ。))に集約化されている受益地又は集約化することが確実と見込まれる受益地にあつては、別表2の助成単価の欄の2に掲げるもの

(2)～(4)(略)

第10 その他

1・2 (略)

3 本事業で整備された暗渠排水のうち、地域排水型暗渠排水(農地周辺の宅地等への洪水被害防止等地域排水機能を発揮する暗渠排水をいう。)であつて、市町村又は土地改良区その他公共的団体が所有するとともに、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第42条に規定する市町村地域防災計画(都道府県又は市町村が策定するこれに準ずる計画を含む。)に位置付けられているものは、地方財政法(昭和22年法律第67号)第5条第5号に掲げる公共施設に当たる。

4・5 (略)

6 別表1の定率助成に係るもののうち事業種類の欄の(1)に該当するもの及び別表1の定額助成に係るもののうち事業種類の欄の(7)に該当するものについては、その整備の実施後8年を経過しない間に同一の者による一連の行為により受益地の10分の1以上(その受益地の面積が100ヘクタール

超えるときは、受益地のうち 10 ヘクタール以上) の転用が行われた場合には、又は、別表 1 の定率助成に係るもののうち事業種類の欄の (4) に該当するもの及び別表 1 の定額助成に係るもののうち事業種類の欄の (1) に該当するものについては、その整備の実施後 8 年を経過しない間に同一の主体による一連の行為により 10 アール以上の受益地が転用された場合には、次に掲げるときを除き、補助金の返還措置を講ずるものとする。

(1) ～ (3) (略)

7 ～ 9 (略)

10 事業実施主体が都道府県及び市町村以外の場合であって、都道府県が別表 1 の区分 1 の事業種類の欄 (8) の指導 (以下「指導事業」という。) を実施していない場合又は 1 地区当たりの単年度の補助金交付額が 1 億円を超える場合には、事業実施主体は、土地改良区機能強化支援事業実施要綱 (令和 7 年 4 月 1 日付け 6 農振第 2936 号農林水産事務次官依命通知) 第 5 の 1 に基づく会計指導員、監査法人又は公認会計士等による外部監査を受けるものとする。

11 (略)

12 病虫害の発生予防・まん延防止を目的として、次の (1) の内容及び (1) と密接な関連があり一体的に実施する (2) 又は (3) の内容を実施する場合の実施区域は、植物防疫法 (昭和 25 年法律第 151 号) 第 31 条の規定に基づく発生予防事業による病虫害に係る警報、注意報又は特殊報が発表された地域の農地とする。ただし、(3) を実施する場合は (2) と密接に関連して合わせて実施するものとする。

超えるときは、受益地のうち 10 ヘクタール以上) の転用が行われた場合には、又は、別表 1 の定率助成に係るもののうち事業種類の欄の (4) に該当するもの及び別表 1 の定額助成に係るもののうち事業種類の欄の (1) から (4) までに 該当するものについては、その整備の実施後 8 年を経過しない間に同一の主体による一連の行為により 10 アール以上の受益地が転用された場合には、次に掲げるときを除き、補助金の返還措置を講ずるものとする。

(1) ～ (3) (略)

7 ～ 9 (略)

10 事業実施主体が都道府県及び市町村以外の場合であって、都道府県が別表 1 の区分 1 の事業種類の欄 (8) の指導 (以下「指導事業」という。) を実施していない場合又は 1 地区当たりの単年度の補助金交付額が 1 億円を超える場合には、事業実施主体は、土地改良区体制強化事業実施要綱 (平成 28 年 4 月 1 日付け 27 農振第 2429 号農林水産事務次官依命通知) 第 3 の 1 の (4) に基づく会計指導員、監査法人又は公認会計士等による外部監査を受けるものとする。

11 (略)

12 病虫害の発生予防・まん延防止を目的として、次の (1) の内容及び (1) と密接な関連があり一体的に実施する (2) 又は (3) の内容を実施する場合の実施区域は、植物防疫法 (昭和 25 年法律第 151 号) 第 31 条の規定に基づく発生予防事業による病虫害に係る警報、注意報又は特殊報が発表された地域の農地とする。ただし、(3) を実施する場合は (2) と密接に関連して合わせて実施するものとする。

- (1) 別表1の区分1の(1)から(3)まで及び(8)並びに区分2の(2)、(3)、(7)のア及び(9)に掲げる内容を実施するもの
- (2) 別表1の区分1の(4)から(6)まで並びに区分2の(1)、(4)から(6)まで及び(7)のイからエまでに掲げる内容を実施するもの
- (3) (略)
- 13 水田貯留機能の向上を目的として、次の(1)の内容及び(1)と密接な関連があり一体的に実施する(2)の内容を実施する場合、別紙1別記様式第9号に規定する水田貯留機能向上計画を策定することとする。
- (1) 別表1の区分1の(1)から(6)まで並びに区分2の(1)から(7)までに掲げる内容を実施するもの
- (2) 別表1の区分1の(7)及び(8)並びに区分2の(10)に掲げる内容を実施するもの
- 14 (略)

- (1) 別表1の区分1の(1)から(3)まで及び(8)並びに区分2の(5)、(6)、(8)のアからエまで及び(9)のアに掲げる内容を実施するもの
- (2) 別表1の区分1の(4)から(6)まで並びに区分2の(1)から(4)まで、(7)、(8)のオ及びカ並びに(9)のイからエまでに掲げる内容を実施するもの
- (3) (略)
- 13 水田貯留機能の向上を目的として、次の(1)の内容及び(1)と密接な関連があり一体的に実施する(2)の内容を実施する場合、別紙1別記様式第9号に規定する水田貯留機能向上計画を策定することとする。
- (1) 別表1の区分1の(1)から(6)まで並びに区分2の(1)から(7)まで、(8)オ及びカ並びに(9)に掲げる内容を実施するもの
- (2) 別表1の区分1の(7)及び(8)並びに区分2の(11)に掲げる内容を実施するもの
- 14 (略)

別表 1

区分	事業種類	事業内容
1. (略)	(略)	(略)
2. 定額助成	<u>(1) 区画拡大</u>	<u>農用地の区画拡大</u>
	<u>ア 水路変更なし</u>	畦畔除去、均平作業、 <u>勾配修正</u> 等による区画拡大
	<u>イ 水路変更あり</u>	水路の変更（管水路化等）を伴って行う畦畔除去、均平作業、 <u>勾配修正</u> 等による区画拡大
	(削る。)	(削る。)
	(削る。)	(削る。)
	<u>(2) ～ (4)</u> (略)	(略)
	<u>(5) 客土</u>	<u>耕土深 15cm 以下の農用地を対象に、層厚 10cm 以上の客土</u>
	<u>(6) 除礫</u>	<u>30mm 以上の石礫を 5 %以上含む農用地を対象に、深度 30cm 以上の除礫</u>

別表 1

区分	事業種類	事業内容
1. (略)	(略)	(略)
2. 定額助成	(新設)	(新設)
	<u>(1) 田の区画拡大（水路の変更を伴わないもの）</u>	畦畔除去、均平作業等による区画拡大
	<u>(2) 田の区画拡大（水路の変更を伴うもの）</u>	水路の変更（管水路化等）を伴って行う畦畔除去、均平作業等による区画拡大
	<u>(3) 畑の区画拡大（水路の変更を伴わないもの）</u>	<u>畦畔除去、勾配修正等による区画拡大</u>
	<u>(4) 畑の区画拡大（水路の変更を伴うもの）</u>	<u>水路の変更（管水路化等）を伴って行う畦畔除去、勾配修正等による区画拡大</u>
	<u>(5) ～ (7)</u> (略)	(略)
	(新設)	(新設)
	(新設)	(新設)

区分	事業種類	事業内容
2. 定額助成	(削る。)	(削る。)
	(削る。)	(削る。)
	(削る。)	(削る。)
	(削る。)	(削る。)
	(削る。)	(削る。)
	(削る。)	(削る。)
	(削る。)	(削る。)
	(削る。)	(削る。)
	<u>(7)・(8)</u> (略)	(略)
	<u>(9) 病害虫対策</u>	<u>病害虫発生又はまん延のおそれのある農用地における反転耕(50cm以上)、混層耕(耕起深60cm以上)、堆肥施用、明渠排水</u>
	<u>(10)</u> (略)	(略)

区分	事業種類	事業内容
2. 定額助成	<u>(8) 土層改良</u>	<u>農用地における土層の改良</u>
	<u>ア 反転耕</u>	<u>病害虫発生又はまん延のおそれのある農用地における 50cm 以上の反転耕</u>
	<u>イ 混層耕</u>	<u>病害虫発生又はまん延のおそれのある農用地における耕起深 60cm 以上の混層耕</u>
	<u>ウ 堆肥施用</u>	<u>病害虫発生又はまん延のおそれのある農用地への堆肥散布</u>
	<u>エ 明渠排水</u>	<u>病害虫発生又はまん延のおそれのある農用地の周囲における排水溝の新設</u>
	<u>オ 客土</u>	<u>耕土深 15cm 以下の農用地を対象に、層厚 10cm 以上の客土</u>
	<u>カ 除礫</u>	<u>30mm 以上の石礫を 5%以上含む農用地を対象に、深度 30cm 以上の除礫</u>
	<u>(9)・(10)</u> (略)	(略)
	(新設)	(新設)
	<u>(11)</u> (略)	(略)

別表 2 (定額助成)

事業種類		事業内容等	助成単価(※1)	
			1. 通常	2. 集約化する場合
(1) 区画拡大				
ア 水路変更なし	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)
イ 水路変更あり	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)		(略)	(略)
	(略)		(略)	(略)
(削る。)	(削る。)	(削る。)	(削る。)	(削る。)
	(削る。)		(削る。)	(削る。)
	(削る。)	(削る。)	(削る。)	(削る。)
	(削る。)	(削る。)	(削る。)	(削る。)
	(削る。)	(削る。)	(削る。)	(削る。)
(削る。)	(削る。)	(削る。)	(削る。)	(削る。)
	(削る。)		(削る。)	(削る。)
	(削る。)		(削る。)	(削る。)

別表 2 (定額助成)

事業種類		事業内容等	助成単価	
			1. 通常の助成単価(※1)	2. 集約化加算単価(※1)
(新設)				
(1) 田の区画拡大(水路の変更を伴わないもの)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)		(略)	(略)
	(略)		(略)	(略)
	(略)		(略)	(略)
	(略)		(略)	(略)
(2) 田の区画拡大(水路の変更を伴うもの)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)		(略)	(略)
	(略)		(略)	(略)
(3) 畑の区画拡大(水路の変更を伴わないもの)	畦畔で隣接するほ場の高低差10cm超、表土扱いあり	30m×100m(30a)の畑2枚を80m×100m(80a)の畑1枚へ区画拡大。	25.0万円/10a 【18.0万円/10a】	30.0万円/10a 【21.5万円/10a】
	畦畔で隣接するほ場の高低差10cm以下、表土扱いあり	ほ場整備整地工(ブルドーザ、バックホウ)、法面整形工(バックホウ)、耕地復旧(トラクタ、雑物除去)。	23.5万円/10a 【17.0万円/10a】	28.0万円/10a 【20.0万円/10a】
	畦畔で隣接するほ場の高低差10cm以下、表土扱いなし	30m×100m(30a)の畑2枚を80m×100m(80a)の畑1枚へ区画拡大。	8.0万円/10a 【5.0万円/10a】	7.0万円/10a 【6.0万円/10a】
	畦畔撤去のみの場合	30m×100m(30a)の畑2枚を80m×100m(80a)の畑1枚へ区画拡大。	3.5万円/100m 【3.5万円/100m】	4.0万円/100m 【4.0万円/100m】
	緩傾斜化	畦畔で隣接するほ場の高低差1.5mの30m×100m(30a)のほ場2枚を80m×100m(80a)に緩傾斜化。	10.5万円/10a 【7.0万円/10a】	12.5万円/10a 【8.0万円/10a】
	水路で隣接するほ場の高低差10cm超、表土扱いあり	30m×100m(30a)の畑2枚を80m×100m(80a)の畑1枚へ区画拡大。	42.0万円/10a 【29.5万円/10a】	50.0万円/10a 【35.0万円/10a】
(4) 畑の区画拡大(水路の変更を伴うもの)	水路で隣接するほ場の高低差10cm以下、表土扱いあり	ほ場整備整地工(ブルドーザ、バックホウ)、法面整形工(バックホウ)、耕地復旧(トラクタ、雑物除去)、構造物撤去、管設置。	40.0万円/10a 【28.5万円/10a】	48.0万円/10a 【34.0万円/10a】
	水路で隣接するほ場の高低差10cm以下、表土扱いなし		22.5万円/10a 【16.5万円/10a】	27.0万円/10a 【19.5万円/10a】

事業種類		事業内容等	助成単価	
			1. 通常	2. 集約化する場合
(2)～(4) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(削る。)	(削る。)	(削る。)	(削る。)	
	(削る。)	(削る。)	(削る。)	
	(削る。)	(削る。)	(削る。)	
	(削る。)	(削る。)	(削る。)	
	(5) 客土	(略)	(略)	(略)
	(6) 除礫	(略)	(略)	(略)
(7) 更新整備	ア～エ (略)	(略)	(略)	(略)
(8) 畑作転換工	エ・イ (略)	(略)	(略)	(略)
(9) 病害虫対策	反転耕	反転耕 (バックホウ) 50cm以上	28万円/10a 【20.5万円/10a】	
	混層耕	混層耕 (トラクタ、プラウ) 耕起深 80cm以上	2万円/10a 【1.5万円/10a】	
	堆肥施肥	堆肥施用 (トラクタ、スプレッダ)	2万円/10a 【1.5万円/10a】	
	明渠排水	明渠排水 (バックホウ)	1.5万円/100m 【1万円/100m】	
(10) (略)	(略)	(略)	(略)	

注) 事業内容等に記載している内容は、助成単価を構成する想定施工内容を示すものであり、施工を限定するものではない。また、一部を農業者施工により行うことを想定している。

- ※1 施工の全部を農業者施工により実施する場合には、【 】内に定める単価とする。
- ※2 助成額は、受益面積のうち1アール未満又は施工延長のうち10メートル未満を、一筆の農地ごとに切り捨てて算出するものとする。また、定額助成の事業種類の欄(7)にあては、施工延長のうち10メートル未満を切り捨てて算出するものとする。
- ※3 耕地復旧を行わない場合には、次に定めるとおり助成単価を減算するものとする。
 ア (1)については、受益面積10アール当たり2万5千円(施工延長100メートル当たり1万円)を減算
 イ (2)については、受益面積10アール当たり1万6千円を減算
 ウ (3)については、施工延長100メートル当たり1万円を減算
- ※4 (2)については、地下かんがいを導入する場合には、受益面積10アール当たり3万円を加算するものとする。
- ※5 (2)及び(3)について、一筆の農地における本暗渠管の全延長の管径が85mm以上の場合には、受益面積10アール当たり(3)にあては施工延長100メートル当たり2万円を加算するものとする。
- ※6 (2)については、外注(有償)により実施設計を行う場合には、受益面積10アール当たり1万5千円を加算するものとする。
- ※7 (2)については、農地の区画の形状等により吸水渠(本暗渠管)の間隔(L)が10メートル以外となる場合には、下式により受益面積(A)を割り引いて助成額を算出するものとする。
 助成額＝A×10/L×助成単価
- ※8 (7)のイにあては、幅広畦畔の場合は4万5千円/100m、購入土が必要な場合は2万5千円/100m(幅広畦畔の場合は4万円/100m)、防草シートを設置する場合は11万円/100mをそれぞれ加算するものとする。

事業種類		事業内容等	助成単価	
			1. 通常の助成単価	2. 集約化加算単価
(5)～(7) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(8) 土層改良	(ア) 反転耕	反転耕 (バックホウ) 50cm以上	28.0万円/10a 【20.5万円/10a】	
	(イ) 混層耕	混層耕 (トラクタ、プラウ) 耕起深 80cm以上	2.0万円/10a 【1.5万円/10a】	
	(ウ) 堆肥施肥	堆肥施用 (トラクタ、スプレッダ)	2.0万円/10a 【1.5万円/10a】	
	(エ) 明渠排水	明渠排水 (バックホウ)	1.5万円/100m 【1.0万円/100m】	
	(オ) 客土	(略)	(略)	(略)
	(カ) 除礫	(略)	(略)	(略)
(9) 更新整備	(ア)～(エ) (略)	(略)	(略)	(略)
(10) 畑作転換工	(ア)・(イ) (略)	(略)	(略)	(略)
(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	
	(新設)	(新設)	(新設)	
	(新設)	(新設)	(新設)	
	(新設)	(新設)	(新設)	
(11) (略)	(略)	(略)	(略)	

注) 事業内容等に記載している内容は、助成単価を構成する想定施工内容を示すものであり、施工を限定するものではない。また、一部を農業者施工により行うことを想定している。

- ※1 施工の全部を農業者施工により実施する場合には、【 】内に定める単価とする。
- ※2 助成額は、受益面積のうち1アール未満又は施工延長のうち10メートル未満を、一筆の農地ごとに切り捨てて算出するものとする。また、定額助成の事業種類の欄(9)にあては、施工延長のうち10メートル未満を切り捨てて算出するものとする。
- ※3 耕地復旧を行わない場合には、次に定めるとおり助成単価を減算するものとする。
 ア (1) から(4)までについては、受益面積10アール当たり2万5千円(施工延長100メートル当たり1万円)を減算
 イ (5)については、受益面積10アール当たり1万6千円を減算
 ウ (6)については、施工延長100メートル当たり1万円を減算
- ※4 (6)については、地下かんがいを導入する場合には、受益面積10アール当たり3万円を加算するものとする。
- ※5 (6)及び(6)について、一筆の農地における本暗渠管の全延長の管径が85mm以上の場合には、受益面積10アール当たり(6)にあては施工延長100メートル当たり2万円を加算するものとする。
- ※6 (6)については、外注(有償)により実施設計を行う場合には、受益面積10アール当たり1万5千円を加算するものとする。
- ※7 (5)については、農地の区画の形状等により吸水渠(本暗渠管)の間隔(L)が10メートル以外となる場合には、下式により受益面積(A)を割り引いて助成額を算出するものとする。
 助成額＝A×10/L×助成単価
- ※8 (9)のイにあては、幅広畦畔の場合は4万5千円/100m、購入土が必要な場合は2万5千円/100m(幅広畦畔の場合は4万円/100m)、防草シートを設置する場合は11万円/100mをそれぞれ加算するものとする。

別記様式第1号

農業基盤整備計画（事業達成状況報告）

地区名	事業実施主体	関係都道府県・市町村名	6法指定地域等			
	〇〇〇〇 指導事業 (〇〇〇〇)					
農業競争力強化に向けた取組方針	担い手への農地集積率の向上や高収益作物の導入・生産拡大、担い手の育成・確保、水管理の合理化・省力化、維持管理費の低減などの農業競争力強化に向けた取組方針を記載					
事業実施期間	〇〇年度 ～ 〇〇年度					
基盤整備の概要	受益面積： 水田〇〇〇ha、畑〇〇〇ha、樹園地〇〇〇ha 総事業費： 〇〇〇百万円 受益者数： 〇名					
基盤整備の計画						
区分	事業種類	事業の概要	総事業費			年度計画
						〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇
定率助成	農業用排水施設	(略)				
	暗渠排水	(略)				
	土層改良	(略)				
	区画整理	(略)				
	農作業道	(略)				
	農用地の保全	(略)				
	調査・調整	(略)				
	指導	(略)				
	小計					
定額助成	事業種類	事業の概要	総事業費	うち 定額助成額	農業者施工 の内容	
	区画拡大					
	水路変更なし	(略)				
	水路変更あり	(略)				
	(削る。)	(削る。)				
	(削る。)	(削る。)				

別記様式第1号

農業基盤整備計画（事業達成状況報告）

地区名	事業実施主体	関係都道府県・市町村名	6法指定地域等			
	〇〇〇〇 指導事業 (〇〇〇〇)					
農業競争力強化に向けた取組方針	担い手への農地集積率の向上や高収益作物の導入・生産拡大、担い手の育成・確保、水管理の合理化・省力化、維持管理費の低減などの農業競争力強化に向けた取組方針を記載					
事業実施期間	〇〇年度 ～ 〇〇年度					
基盤整備の概要	受益面積： 水田〇〇〇ha、畑〇〇〇ha、樹園地〇〇〇ha 総事業費： 〇〇〇百万円 受益者数： 〇名					
基盤整備の計画						
区分	事業種類	事業の概要	総事業費			年度計画
						〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇
定率助成	農業用排水施設	(略)				
	暗渠排水	(略)				
	土層改良	(略)				
	区画整理	(略)				
	農作業道	(略)				
	農用地の保全	(略)				
	調査・調整	(略)				
	指導	(略)				
	小計					
定額助成	事業種類	事業の概要	総事業費	うち 定額助成額	農業者施工 の内容	
	(新設)					
	田の区画拡大 (水路の変更を伴 わないもの)	(略)				
	田の区画拡大(水路 の変更を伴うもの)	(略)				
	畑の区画拡大(水路 の変更を伴わない もの)	A=〇〇a (うち集約化〇〇a) 現場条件(高低差〇cm)				
	畑の区画拡大(水路 の変更を伴うもの)	A=〇〇a (うち集約化〇〇a) 現場条件(高低差〇cm) 表土扱い(有又は無) 畦畔除去のみの場合 L=〇〇m				

合計				
その他必要な事項				

農地防災事業の実施	○○○事業	A, B
定率助成の費用負担の方法		
定額助成の費用負担の方法	・総事業費○○円（うち定額助成額○○円） 【総事業費（①+②+③）の内訳】 ①事業実施主体の支出額○○円 ②農業者の支出額○○円 ③農業者施工等（無償分）の金額換算○○円	
予定管理者・管理方法		
その他必要な事項		

注：１）～７）（略）

８）定額助成の事業のうち、区画拡大を行う際には、「事業の概要」の欄に現場条件について記入する。

９）～１１）（略）

⑫第９の３（１）イの担い手のうち市町村が認める者がいる場合には、「その他必要な事項」の欄に、地域の農業の担い手に係る基準を記入する。

【定額助成の事業達成状況の報告に係る添付写真】
（略）

合計				
（新設）				

農地防災事業の実施	○○○事業	A, B
定率助成の費用負担の方法		
定額助成の費用負担の方法	・総事業費○○円（うち定額助成額○○円） 【総事業費（①+②+③）の内訳】 ①事業実施主体の支出額○○円 ②農業者の支出額○○円 ③農業者施工等（無償分）の金額換算○○円	
予定管理者・管理方法		
その他必要な事項		

注：１）～７）（略）

８）定額助成の事業のうち、田の区画拡大又は畑の区画拡大を行う際には、「事業の概要」の欄に現場条件について記入する。

９）～１１）（略）

（新設）

【定額助成の事業達成状況の報告に係る添付写真】
（略）

(削る。)

【定額助成の実施計画（事業達成状況報告）】

事業種類	定額助成単価		受益面積 又は施工延長		定額助成額 （百万円）		
	基本	集約化加算	基本	集約化加算	基本	集約化加算	合計
	A	B	C	D	E = A × C	F = B × D	G = E + F
（記載例） 田の区画拡大 （水路の変更を伴 わないもの） 高低差10cm超 表土扱いあり	25.0万円/10a （ ）	30.0万円/10a （ ）	〇〇a	〇〇a			
合計							

注：1）事業種類の欄には、別表2の事業種類の欄の区分に応じて記載する。
2）第9の3の（1）イを適用する場合には、中心経営体に集約化する農用地を確認するため、地域計画を添付すること。
3）別表2の※3、※4、※5、※6、※7又は※8を適用する場合には、定額助成単価の下端の括弧内に加算後又は減算後の助成単価を記載すること。
4）定額助成の実施計画の変更及び実施結果の報告は、変更箇所にも二重線を付し変更後の内容を追記する。

【集約化計画（担い手ごとの受益面積又は施工延長の内訳）】

事業種類			担い手			
			A 法人	B 集落営農組合	C 個人	合計
区画拡大						
	水路変更なし	(略)				
	水路変更あり	(略)				
	(削る。)	(削る。)				
	(削る。)	(削る。)				
暗渠排水			(略)			
湧水処理			(略)			
末端畑地かんがい施設 (樹園地以外)			(略)			
末端畑地かんがい施設 (樹園地)			(略)			
(削る。)						
	客土	(略)				
	除礫	(略)				
更新整備						
	用水路	(略)				
	排水路	(略)				
	農作業道	(略)				
	畦畔	(略)				
	排水口	(略)				
	特認事業	(略)				
畑作転換工						
	暗渠排水溝	(略)				
	酸度矯正	(略)				

【土層改良計画（事業達成状況報告）】

(略)

【定額助成補足説明資料（事業達成状況報告）】

(略)

【集約化計画（中心経営体ごとの受益面積又は施工延長の内訳）】

事業種類			中心経営体			
			A 法人	B 集落営農組合	C 個人	合計
(新設)						
	田の区画 拡大(水路の 変更を伴わないもの)	(略)				
	田の区画 拡大(水路の 変更を伴うもの)	(略)				
	畑の区画 拡大(水路の 変更を伴わないもの)	受益面積				
		うち集約化面積				
	畑の区画 拡大(水路の 変更を伴うもの)	受益面積				
		うち集約化面積				
暗渠排水			(略)			
湧水処理			(略)			
末端畑地かんがい施設 (樹園地以外)			(略)			
末端畑地かんがい施設 (樹園地)			(略)			
土層改良						
	客土	(略)				
	除礫	(略)				
更新整備						
	用水路	(略)				
	排水路	(略)				
	農作業道	(略)				
	畦畔	(略)				
	排水口	(略)				
	特認事業	(略)				
畑作転換工						
	暗渠排水溝	(略)				
	酸度矯正	(略)				

【土層改良計画（事業達成状況報告）】

(略)

【定額助成補足説明資料（事業達成状況報告）】

(略)

別記様式第 4 号

番 号
年 月 日

農林水産省〇〇農政局長 殿

〔北海道にあつては、北海道開発局經由農林水産省農村振興局長
沖縄県にあつては、内閣府沖縄総合事務局長〕

都道府県知事名

計画変更報告書

別紙の地区について、農業基盤整備促進事業の計画を変更したいので、農業競争力強化農地整備事業実施要領（平成 30 年 3 月 30 日付け 29 農振第 2605 号・29 生畜第 1500 号農林水産省農村振興局長・生産局長連名通知）別紙 5 の第 7 の 1 に基づき、農業基盤整備計画を添付して報告する。

（別紙）

地 区 名	事 業 概 要

別記様式第 4 号

番 号
年 月 日

農林水産省〇〇農政局長 殿

〔北海道にあつては、北海道開発局經由農林水産省農村振興局長
沖縄県にあつては、内閣府沖縄総合事務局長〕

都道府県知事名

事業変更申請書

別紙の地区について、農業基盤整備促進事業を変更したいので、農業競争力強化農地整備事業実施要領（平成 30 年 3 月 30 日付け 29 農振第 2605 号・29 生畜第 1500 号農林水産省農村振興局長・生産局長連名通知）別紙 5 の第 7 の 1 に基づき、農業基盤整備計画を添付して申請する。

（別紙）

地 区 名	事 業 概 要

(削る。)

別記様式第 5 号

番 号
年 月 日

都道府県知事 殿

農林水産省農村振興局長
農林水産省〇〇農政局長
内閣府沖縄総合事務局長

事業変更通知書

〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号で申請のあった変更計画について承認したので通知する。ただし、農業競争力強化農地整備事業実施要綱（平成 30 年 3 月 30 日付け 29 農振第 2604 号農林水産事務次官依命通知）第 8 のとおり、事業費への助成については予算の範囲内で行うものとする。

(別紙)

地 区 名	事 業 概 要

別記様式第 5 号 (略)

別記様式第 6 号 (略)

附 則

- この通知は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
- この通知による改正後の別記様式並びに別紙 1 の第 2 の 3、別記様式第 3 号及び別記様式第 7 号並びに別紙 3 の第 5 の 1 の（４）のオについて、令和 6 年度以前に要綱第 7 の申請が行われた地区については、なお従前の例によることができる。
- この通知による改正後の別紙 2 の第 5 の 1 の（４）に規定する地区において、実施計画策定事業又は経営体育成促進換地等調整事業の令和 7 年度採択を希望する場合、事業採択申請書等の提出期限は、別紙 2 第 6 の 1 の規定にかかわらず、令和 7 年 10 月末日までとする。